

三井家の「家事奉公人」

安田 奈々子

はじめに

一 男性奉公人

1 手代・子者

2 下男

二 女性奉公人

1 下女（茶之間・乳母）

2 半女

3 妾

三 三井家にとっての「家事奉公人」

1 日常の役割

2 非日常の役割

3 家事奉公人の位置づけ

4 奉公人採用の権限

おわりに

はじめに

商家が商売を行う理由は、「家」⁽¹⁾の存続に必要な資金を得るためである。「店」では商売を通して利益を得て、その利益を「家」で消費する。

「店」の奉公人は商家の経営幹部の家族（同苗）と共に生産を担う存在である。「店」での利益追求のために最も重要な要素とは、「商売のみに集中できる環境」である、と考えられる。その環境を与えられる存在とは、消費の部分である「家」の管理を担う「家」の奉公人・「家事奉公人」である。「店」の経営に与える影響力を数値などで示すことはできないが、家事奉公人が商家に与えている影響は大きいのではないだろうか。

近世商家の奉公人研究は多々あるが、大半は「店」の奉公人に着目している。三井越後屋・両替店研究の場合、西坂靖⁽²⁾や安岡重明⁽³⁾によって、手代⁽⁴⁾の人数・昇進や退職・小遣や褒美等の給銀など、「店」の奉公人の実態が明らかにされている。その一方で三井家の「家」の奉公人に触れた研究は大変少なく、管見の限り安岡氏の「家事奉公人の退職手当」⁽⁵⁾のみである。また、近世商家の下女・女中など「家」の女性奉公人については、植田知子⁽⁶⁾や林玲子⁽⁷⁾などの研究によって、その実態が明らかになりつつある。しかし女性奉公人の研究では、女性にのみ着目し、同じ「家」に奉公している男性奉公人については触れられていない場合が多い⁽⁸⁾。「家」での家事労働・家事奉公人を考える上では、「家」に所属する男女全ての奉公人の検討が必要である。

本稿では、近世中・後期⁽⁹⁾の三井北家における男性・女性家事奉公人の事例を中心に、「店」や他家（大黒屋⁽¹⁰⁾）と比較しつつその実態の解明をはかりたい。また、三井家にとって「家」専門の奉公人とはどのような存在なのか、検討しよ

うと思う。尚、女性奉公人を「店」ではなく「他家」と比較するのは、基本的に「店」には比較できる女性奉公人が不在なためである。

三井家は本家六軒、連家五軒の十一家で構成されている。各家の呼称は居住地で呼ばれるのが通例である。本稿においては松坂居住の二連家を除き、京都居住の三連家については本姓を用いることとする(但し史料ではそれぞれ居住地で示されている)。各家の呼称は左のとおりである。

本家Ⅱ北家(油小路北)、六角家、新町家、竹屋町家、南家、出水家

連家Ⅱ小野田家(小川)、長井家(室町)、家原家(樵木町)

これらのうち、北家は惣領家であり、なおかつ家事奉公人の事例が豊富なことから、本稿では北家の奉公人を中心に論じることとした。

史料上「家」のことを「宅」と呼ぶことがある。また史料中の(一)はすべて筆者の補注である。

(1) 本稿では、商家における「店」と「家」を区別して考える。三井家の場合「家」とは三井同苗やその生活の場を指す。「店」とは三井の商売・利益追求の場、商売を担う奉公人及びその生活の場を指す。

(2) 『越後屋(本店)巻』店々奉公人数』(『三井文庫論叢』第二三号、一九八九年)、「大店の奉公人の世界」(『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年)、「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』第二七号、一九九三年)、「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について」(『三井文庫論叢』第三〇号、一九九六年)、「巨大商家の空間と奉公人社会」(『年報都市史研究』8 都市社会の分節構造』二〇〇〇年)、「越後屋の奉公人組織と子供」(『年報都市史研究』10 伝統都市と身分的周縁』二〇〇二年)。

(3) 『近世商家の経営理念・制度・雇用』(晃洋書房、一九九八年)、『財閥形成史の研究』(ミネルヴァ書房 一九七〇年)。

(4) 手代とは、奉公人の中でも商売に関わる奉公人を指す。子者（子供）は手代の見習いである。商売に関わらない下働きの短期奉公人を下男と言う。

(5) 『近世商家の経営理念・制度・雇用』第八章（初出「幕末期三井家家事奉公人の退職手当」『同志社商学』第四〇巻第四号、一九八八年）。

(6) 「商家における女子奉公人と「奥」の管理―明治初期の事例から―」『社会科学』第六五号、同志社大学人文科学研究 所、二〇〇〇年）。

(7) 『江戸・上方の本店と町家女性』（吉川弘文館、二〇〇一年）。

(8) 植田知子「商家における奉公人管理の理念」『社会科学』第六八号、同志社大学人文科学研究 所、二〇〇二年）では、杉浦大黒屋の手代・小者・裏男（下男に相当）・下女の退店実態の分析がなされている。ここでは、「店」の手代と「家」の手代という区別が無い。

また、同じく杉浦大黒屋の奉公人について検討している藤田彰典は、「家」と「店」と性別を特に区分していない。この中に登場する女性奉公人の数は極めて少ない。「京都商人大黒屋杉浦家の奉公人制度」『京都文化短期大学紀要』第一八号、一九九二年）、「京都商人大黒屋杉浦家の奉公人制度（2）」（『中京学院大学研究紀要』第三巻第一号、一九九五年）。(9) 明治初期の「家」の奉公人の実態は近世（慶応年間まで）と同質であると考え、本稿では明治初期の「家」の奉公人の記録を参考史料として使用する。同一人物が近世から明治をまたいで奉公していたり、近代移行に伴う大規模な「家」の奉公人の規則改正が明治七年にかけて行われているためである。明治中期以降の「家」の奉公人については『三井八郎右衛門高棟傳』（財団法人三井文庫、東京大学出版会、一九八八年）に詳しい。

(10) 前掲、植田知子「商家における女子奉公人と「奥」の管理―明治初期の事例から―」参照。杉浦大黒屋は京都を代表する商家の一つであり、呉服業を営んでいた。尚、本稿で杉浦家と比較する際はこの植田論文に依拠する。

一 男性奉公人

男性奉公人の構成員は主に手代と下男である。手代予備軍として子者(子供)が存在し、手代と子者の違いは元服の有無による。史料上、奉公人の年齢・元服の有無が不明な場合は子者も含めて手代と言う場合がある。

「家」の手代を指して、家計を司る者という意味で、「台所」「台所役」「台所向」「勘定場」と呼ぶ。「台所」の中で、最上級の者が「台所名前役」「台所名前」「名前役」「勘定場名前役」「勘定場名前」などと呼ばれる。明治七年の「宅々所役人改正規則」では台所名前役人を「支配目代役」という名称に改めているが、定着しなかったようである。⁽²⁾

下男を指して「部屋」「下部」と記している例も見られる。

付表1に、宗門人別帳から判明する北家の家事奉公人の名前・生国・年齢などを記した。また付表2―1・2、付表3に、「御宅々台所勤任手代年数」「勘定年割」⁽³⁾や「合力銀願」などから抽出できる北家の奉公人と主要な他家の奉公人をまとめて記した。

1 手代・子者

(一) 出自(出身地・階層)

嘉永七年～明治四年(一八五四～一八七二)の間に宗門人別帳・奉公人名録⁽⁴⁾に記載された北家の「家」の手代・子者の生国は第1表の通りである。⁽⁵⁾

「家」の奉公人は山城出身者が圧倒的に多いと言える。親の住所が判明する者だけをみると、大半が京都の都市部出

身である。

第1表 三井北家の手代・子者生国
(嘉永七年～明治四年)

生国	人数	(内元治元年)
山城	42	(13)
近江	4	(2)
若狭	1	
丹波	1	
計	48	(15)

元治元年(一八六四)の「家」の手代に関しては、親の稼業について判明する個体数が少ないものの、「越後屋」を含め屋号のある者も多く、京都の商人・職人が多いと言つて差し支えないだろう。付表1―2の子者に名を連ねる吉岡吉太郎・定吉兄弟などは、三井別家吉岡吉兵衛の息子で、吉太郎は後に北家一〇代高棟と共に米国留学をしている⁽⁶⁾。また、「親元相続」を理由に退職する者が多く(後述)、継ぐべき稼業を

持つ者が多い⁽⁷⁾。

西坂靖「大店の奉公人の世界」「越後屋の奉公人組織と子供」によると、元治元年の越後屋京本店の奉公人は手代五人、子供二四人、下男二四人である。西坂論文中では京都の都市とそれ以外を山城と区別しているが、子供のうち八パーセント、手代・子供合わせても七六パーセントが京都の都市部出身である。また、「店」の手代・子供の三割強は親の稼業が衣料・繊維関係であり、四分の一は親が越後屋を名乗っている。京都の商人・職人の子弟が圧倒的に多いが、繊維関連や別家の子弟に限定されているわけではない、と指摘している。

「家」と「店」の奉公人では、出身地・階層ともに、大差が無い。

(二) 年齢・人数

手代は、子者として出勤し元服を経て出世していく〈子飼い〉の場合と、〈中年者〉(元服済みの者)として雇用を開始する場合と、大きく分けて二つある。

「家」の手代・子者の奉公開始年齢は多様である。付表2―1を見ると、「家」の奉公人は〈子飼い〉よりも、ある程

度歳をとった〈中年者〉の方が多し。〈子飼い〉の勤務開始年齢は二三歳が最も多し。〈中年者〉の出勤年齢に関しては、判明する数名を見る限り年齢の幅は広く、特に特徴は感じられない。

〈子飼い〉以外の者の奉公開始に関して、「中年」とはつきり記載されている場合と記載されていない場合がある。松井六右衛門(新町家手代、奉公人番号39)⁸⁾は前者であり、井上勘助(出水家・竹屋町家手代、奉公人番号46)は後者である。しかし後者の場合であっても、井上勘助のように出勤してすぐ台所名前役に就いている者などは、〈中年者〉であると考えられる。史料に記載されている以上に、〈中年者〉は多いと言えよう。

年齢構成は各世代ほぼ均等に居り、台所名前役は恐らく四〇代半ば以上、平手代は一〇代後半から四〇代、子者は一六、一七歳以下である。

各年における人数は、付表1-1、2や同苗の出産・冠婚葬祭(後述)の史料に並ぶ者を数えると、北家の場合台所名前役三名⁹⁾、平手代が五〜一〇名、子者が三〜六名である。

西坂「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」によると、京本店の入店年齢は二三歳が最も多く、時代が経るにつれて一四歳より一二歳での入店者が増加する、つまり平均年齢が低下するとしている。元服済みの者¹⁰⁾〈中年者〉は全体の二・九パーセントであり、大部分が〈子飼い〉の奉公人(元服前に入店)である、としている。平均年齢は「家」の方が「店」より若干高い。

〈中年者〉の多さは「家」の手代の大きな特徴である。

(三) 勤務・昇級

手代の昇級は、子者(見習)↓平手代↓台所名前役となる。台所名前役を勤めあげ、円満退職した「家」の手代を

「出入者」と言う。平手代とは台所名前役以外の手代を指すと考える。

元服と平手代との関係を考えてみると、元服前であっても平手代になっている例が見える。脇野専右衛門（北家手代、奉公人番号2）や西田善七（北家手代、奉公人番号4）がそれである。付表1-1、2を見ると、宗門人別帳の上では手代になるのは一六〜一八歳である。しかし勤務実態としての平手代になるのは元服よりも数年早いと考えられる。

また、史料中、特に〈中年者〉に「雇勤」¹⁰「再勤」¹¹といった単語が出てくる。これは、以前「家」に奉公し、何らかの理由で暇をもらった者の再雇用を意味すると考えられる。西田善七は〈子飼い〉として奉公を始め、文化一四年に暇を貰い台所名前役を退職したものの、文政一二年に再勤して台所名前役に就いている。三九歳で一旦退職し、およそ一年後五一歳での再雇用である。他にも乙井庄七（六角家手代、奉公人番号34）や鮎子田甚十郎（新町家手代、奉公人番号38）など、「再勤」者が多数いる。子者から継続して勤務している者と、一旦暇を貰い再雇用された者では、昇級や退職銀（後述）など、待遇面で特に差が無い。「再勤」者は「家」の手代の特徴である。

西坂「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」によると、「店」の〈中年者〉は部署が限定（書札方）され、昇進の上限は役頭格にとどまる、という。一方「家」の奉公人は〈子飼い〉か〈中年者〉・再雇用かの違いによる昇級の差は見受けられない¹³。また、「家」と「店」の手代・子者（見習）では、元服年齢に大差は見受けられないが、勤務実態として平手代になるのは「家」の手代の方が早い。

史料中に出てくる「家」の手代の「宿入」は、暇ではなく休暇と考えられる。その際多額の合力銀を受け取っていること等を考えると、「宿入」を境に住込みを脱して宿持ちとなり、妻帯するのであろう。「宿入」の記載の無い者でも、妻帯者がいることから、およそ四五歳前後の台所名前役は宿持ちである可能性が高い¹⁴。

(四) 異動

柘植定五郎(後に改名・山口弥三兵衛・幸兵衛、奉公人番号7・47)は、寛政元年(一七八九)十一月、三井本家の一つ竹屋町家にて手代奉公を開始した。二年の奉公後、寛政二年正月に暇を貰い、退職銀として一貫三〇〇匁を受け取る。その後すぐに本家の一つで惣領家である北家にて奉公を開始した。文化一〇年(一八一三)春からは台所前役(次座¹⁵)となり、文政一一年(一八二八)三月に脇野専右衛門が退職した後筆頭を勤める。天保六年五月に暇を貰い、成年(天保九年か)に死去した。三五年にわたる北家での奉公の後受け取った退職銀は二一貫五〇〇匁である。

このように、三井の「家」間で手代の異動が見られる。他にも田中藤七(奉公人番号3・40)や麻田左右衛門(奉公人番号18・35)、磯部利右衛門(奉公人番号48・50・54)などが挙げられる。

異動の様子を見ると、昇格を伴っていることがわかる。ただし、家事奉公人の昇格のために異動が起こるのではなく、何らかの事情があり、例外的に昇格を伴う異動が起こった、と考えられる。前述の柘植定五郎は異動後すぐに台所前役に就いていないが、他の三例を詳細に見みると、前任の台所前役の死去や暇の時期と異動が重なっている。

新町家では次席台所前役の松井六右衛門が享和三年(一八〇三)六月に退職、筆頭の鮎子田甚十郎はその二年後に病を理由に退職していることから、あまり体調が思わしくなかった可能性がある。そのような状況で、田中藤七は享和三年六月に北家平手代を退職してすぐ新町家筆頭台所前役に異動している。

北家では安政五年(一八五八)一月に筆頭辻一郎治(奉公人番号17)が死去。当時北家次座には西田善助(奉公人番号20)がいたが、台所前役になってまだ一年と日が浅い。その一ヶ月後の安政五年一二月に麻田左右衛門は六角家から北家台所前役筆頭に異動した。麻田は以前の六角家で少なくとも八年は台所前役(次座¹⁷)についており、実績を買われたとみられる。

竹屋町家では台所名前役筆頭森川佐七が天保六年正月六日に死去。当時竹屋町家に次座は不在。その三ヶ月後の天保六年四月、磯部利右衛門は南家台所名前役次座から竹屋町家の筆頭へ異動している。

一口に本家と言っても賄料の多寡等、その間には序列が存在する。「家」の奉公人の人数もこの序列に従っており、惣領家の北家が最も多い。北家は筆頭と次座二名の計三名が最大定員だが、他五家は筆頭と次座の計二名または筆頭のみである。この序列は台所名前役にも反映され、惣領家の北家を頂点に、六角家、新町家、竹屋町家、南家と出水家（同格）、更に各「家」の中でも筆頭と次座（次席）の順がある。北家の平手代であった田中藤七が新町家で台所名前役筆頭に抜擢されたのも、この「家」の序列の影響が考えられる。そして平手代と台所名前役間では待遇に大きな差がある。これらは後述する「勘定年割扣（三年祝儀）」を見ても明らかである。

ある「家」の台所名前役筆頭に何かあった際、内部からの昇格ではなく、ほかの「家」の手代を異動させる。このことは、「家」の奉公人の役割（後述）を考える上で大きな意味を持つと考えられる。

また、「家」と「店」の間で奉公人が異動している例がある。「御宅々台所勤仕手代年数」に掲載された手代一・二八名中、「店」から「家」に異動した旨記載のある手代は連家に二名見られる。小西平七（小川家手代、奉公人番号61）と井上利右衛門（室町家手代、奉公人番号67）である。小西については「家」に異動した詳細が不明だが、井上に関しては第三章一節に詳細を載せる。「家」に問題が生じ、急遽任命された感がある。

更に、「奉公人抱帳」に掲載された京本店の手代の奉公人請状をみると、「家」から「店」へ異動した者が見受けられる。管見の限り、享保五年から本店勤の若井喜八郎を初出に、計一三名である。

若井の場合を見てみると、正徳四年（一七一四）から六年間、北家にあたる宗竺（二代高平）の家に勤め、享保五年（一七二〇）年一六歳で京本店に勤めた。北家に出勤した際は一〇歳ということになる。田中金四郎の場合では、享保

五年二月八日に目見をし、五月から八郎右衛門宅(北家)に遣わされた。三年後本店にもどっているが、一〇歳で目見をし、本店に戻った際は二三歳である。他の者をもみても、「家」から京本店に異動した時点で一二歳から二一歳の間である。「家」から「店」への異動は安永二〜九年(一七七三〜一七八〇)に竹屋町家に勤めた後異動した苔谷金七を最後に見受けられなくなる。「家」から「店」への異動は、若年層・三井家の奉公人制度が確立されつつある時期に限り行われていたとみられる。

ただし、幕末・明治への移行期に限り、「家」の台所名前役の多くが「店」へ登用されている例が見える。⁽²³⁾

(五) 給金(祝儀)

「家」の手代・子者の給金に関しては、適当な史料が見つからなかった。「店」の手代に支給された「小遣」は、その性格上「家」の手代にも支給されていると考えられるが、詳細は不明である。唯一分かるのは三年ごとに支給される祝儀である。⁽²⁵⁾尚、史料上「宛名勤」と記されている者は台所名前役を指す。

勘定年割扣

寛政九

巳午未三年祝儀

油小路御台所宛名勤

筆頭

(割印) 一、銀(三十五枚) 銀一貫五〇五匁

巳午未三年
山口幸兵衛

(二) 次座セ割落イメセ舟ツ、ノ所 (一貫二百四匁)
右二同
脇野専右衛門

(割印)

一、銀マシ枚 (三十枚 一貫二九〇匁)

六角同断

筆頭

(割印) 一、銀マシ枚 (三十枚 一貫二九〇匁)

巳午未三年
麻田佐右衛門

(二) 次座セ割落セシツ枚此代イメマシセ、 (一貫三十二匁)
(三百四十四)
三ツ割マ舟ツシツ、ノ所
一、銀子枚 (八枚 一貫三四四匁)
未三月廿八日方ニ而一年
乙井庄七

(割印)

一、銀子枚

(二) 次座セ割落セシツ枚此代イメマシセ、 (一貫三十二匁)
(八六〇匁)
六ツ割五ツ分チ舟カシ、
一、銀セシ枚 (二十枚 一貫八六〇匁)
巳午未三月迄ニ而式年半
園卯右衛門

(割印)

一、銀セシ枚

新町同断

(二十七) 筆頭セシエ枚代イメ舟カシサ、ノ所 (一貫百六十五匁)
(二貫二百匁)
イメセ舟、ト見而六ツ割壹ツ分セ舟、ノ所 (二百匁)
未七月廿日方ニテ半年
鮎子田甚十郎

(割印)

一、銀サ枚 (五枚 一貫二五匁)

(二貫匁)
イ、ニシテ

(割印) 一、銀イ、

巳午未三年
寺嶋十太郎

出水同断

(二十一) (九百六十七匁五分)
筆頭セシセ枚半代ウ舟カシエサ入ノ所

(一) (八百三十三匁三分)
イ貫匁ニシテ六ツ割五ツ分チ舟マシママ入ノ所

(割印) 一、銀セシ枚
巳十月廿五日方ニ而午未式年半
平井忠助

(二) (八百匁)
次座セ割落チ舟、ノ所

(百三十三匁三分)
六ツ割一ツ分舟マシママ入余ノ所

(割印) 一、銀マ枚
未七月廿一日方半年
平松嘉右衛門

右十三口ニテ凡シメマ舟ウシサ、
(千貫三百九十五匁)

右建者丸三年ニ而右之通春夏之内ニ宛名勤申付候ハ、其年ハ丸壹年ニ建、秋冬之内ニ宛名勤申付候ハ、其年ハ半季之割ニ致可遣候、宛名勤之者首尾能暇申渡シ候者ハ宛名勤之年数掛リ候丈ケ遣シ可申候

〔朱書〕「但右年数死去致候者壹ケ年相掛在之候ハ、割ヲ以可遣候、半季相掛候者祝義ニ不及候」

一、宛名勤以下之者江者是迄之通金舟疋宛祝儀可遣候事
(百疋、銀一匁)

但、子供立方無滞相勤候者右之通、一旦退役再勤之者ハ時宜ニ方右之通も致遣候事、中年ニ相勤宛名勤ニ相成候者

(三)
ハ七割落ニ而銀数形宜シテ可遣候事

寛政十二年申十二月十六日

御窺申上御聞濟御座候ニ付夫々申渡シ遣候事

右申渡シ候銀来ル亥春相渡シ申答也

(朱書)

「享和三歳亥五月廿一日銘々へ相渡申候、申年相渡置候手形へ受取書認させ引替相渡し候事」

但、居宅無之者ハ宿入之節迄預リ置宿入之節相渡シ可申候、宿持之分ハ次三ヶ年勘定之節相渡シ可申事

(後略)

以下、寛政一二く享和二年、享和三く文化二年、文化三く五年、文化六く八年、⁽²⁶⁾文政一〇く一二年、天保元く三年、天保四く六年、天保七く九年、天保一〇く一二年、天保一三く弘化元年、弘化二く四年、嘉永元く三年、嘉永四く六年、安政元く三年、安政四く六年、⁽²⁷⁾文久三く慶応元年、慶応二く明治元年、と断続的に続く。

尚、翌年度以降は、右奥書の後に左の様な記述がある。例として「寛政十二申酉戌三ヶ年」分を挙げると、次の通りである。

(前略)

奥書前二同

享和三亥五月十六日両店⁽²⁸⁾一緒ニ御伺申上御聞濟御座候ニ付、十九日ニ夫々申渡シ候事

御立会

八郎右衛門様

元

藤田助右衛門

三郎助様 御在江
八郎兵衛様

同 上嶋七郎兵衛
加判名代 酒井善右衛門
同 中塚徳次郎

加判名代 西田新四郎

元方掛 永緒太郎右衛門

通勤支配 山田茂助

(朱線)
元方掛
(朱書) 通勤支配
「但永緒山田元方勤役」

ここから読み取れる祝儀とは、以下の通りである。

まず、祝儀は三年に一度、本家六家の手代に対して大元方から支給されている。その銀高は、

北家 筆頭三五枚（銀一貫五〇五匁）、次座三〇枚²⁹（銀一貫二九〇匁）

六角家 筆頭三〇枚（銀一貫二九〇匁）、次座二四枚（一貫三二匁）

新町家 筆頭二七枚³⁰（銀一貫二〇〇匁）、次座（二一・六枚）銀一貫匁

竹屋町家 筆頭二五枚³¹（銀一貫一〇〇匁）、次座（二〇枚）銀八六〇匁

南家 筆頭二二枚半（銀一貫）、次座（二八枚）八〇〇匁

出水家 南家に同じ

台所名前役以外の平手代は一律金百疋（＝銀一五匁）

基本的に次座はその家の筆頭から二割減じた額である。竹屋町家・南家・出水家の筆頭よりも北家の次座の方の祝儀

銀高が高いなど、ここからも各「家」の序列が垣間見える。台所名前役と平手代・子者の間には相当の額差がある。祝儀は半季毎に換算するので、台所名前役に三年間就いていた者は満額、二年半なら満額の六分の五、二年なら六分の四となり、半年なら満額の六分の一である。尚、死去した場合、在任期間が半年の者には支給が無い。

また、支給されてすぐ手代が祝儀を受け取る訳ではなく、特に各家の台所名前役は一定期間大元方に預け置いている。³² 翻刻した寛政九・一〇・一一年度分は、寛政一二年(一八〇〇)に申し渡され、その際手形を受け取る。実際には申渡し後の三年後の享和三年(一八〇三)に手形と引替えに受け取ることになるが、住込みの者は宿入まで預け置き、家持ちの者は次の祝儀の際に受け取る。この祝儀は退職銀額にも影響を与えていると考えられる(後述)。

この祝儀は、一八世紀後半から明治初年まで銀高に変動がない。物価による変動がない上、「店」の経営状況にも左右されない。一方で、文化九年(一八一二)から文政九年(一八二六)までの一五年間支給がされていない。「文化六巳午未」勘定年割の奥書の後、朱筆で、「右文化巳午未ノ三年被仰渡後御借財筋ニ付而ハ御台所ニも子細有之ニ付右御祝義向御差除ニ相成候…」という一文がある。これは、三井同苗が借財をしている件³³に関して、「家」の家計を預かる台所名前役にも落ち度がある、という判断を大元方がしたためと考えられる。

同苗や大元方と台所名前役との関係を考える上で、この様に三井同苗の連座として祝儀が凍結されている事実は重要である。

(六) 勤務年数と退職銀(合力銀)

原則として、平手代になってから何年勤めたかで勤務年数を確定する。勤務年数に応じて退職銀は換算され、子者年数は勤務年数として換算されない。しかし実際は子者年数も勤務年数として見ているようである。脇野専右衛門(北家

手代)を見ると、退職銀高を決める際には子者年数を考慮に入れて、平手代以降二五年勤務で一〇貫八〇〇匁の所を、子者以降三〇年勤務と見なして一四貫目となっている。一方伏木金次(北家手代、奉公人番号24)は原則通りの換算のようで、子者から一六年勤めているにもかかわらず合力銀は一貫四〇〇匁と他の一六年勤務者より少ない。子者年数を換算されていないようである。長期雇用者であればあるほど、子者年数も勤務年数に換算される傾向にある。

また、惣領家である北家の合力銀は他の本家より二割増、連家は六掛(本家の六割)が原則である。しかし、実際の合力銀額は北家の奉公人が他より必ずしも割増されているとは限らず、連家に関しては本家の六、七割の額である。

台所名前役に就いた者の勤務年数と宿入・合力銀(退職銀)を考察する際は、宿入をした上でその後退職した者を除いている。これは、給金(祝儀)の項で述べたように、三年に一度の祝儀分の有無が退職銀額に影響を与えらるからである。祝儀は、住込みの者は宿入まで預け置き、宿持ちの者は次の祝儀の際に受け取る。つまり、宿入合力銀には祝儀分が含まれる。宿入をせずに退職する者も、退職の際にそれまで預け置いた祝儀分が合力銀に加算されていると考えられる。一方、宿入後に「家」へ戻ってきた手代は、大抵の場合宿持ちであり、祝儀は定期的を受け取るため退職銀額には祝儀分が含まれない。例えば、辻一郎次(北家手代、奉公人番号17)は宿入時五年勤務で宿入合力銀一貫八〇〇匁を受け取っているのに対し、宿入後暇(死去)までの一〇年勤務で香典³⁴一貫二九〇匁を受け取っている。よって、第2表、および第1図は、祝儀分込みの合力銀額のみを記している。

平手代と台所名前役では祝儀に相当の差があったように、合力銀(退職銀)にも相当の差がある。同じ勤務年数であっても、台所名前役に就いていた年数が長い方が合力銀額は高くなる。また退職銀額は、奉公人の年齢とともに若干上がる。

奉公人の年季は、奉公人と主人双方に不都合がない限り終身雇用が原則である。「店」の手代の場合、初勤にあたり

第2表 「家」の手代合力銀
(退職銀) モデル

合力銀 (匁)	平手代のみ 経験者	平+ 名前役	名前役のみ 経験者
なし	10年未満		
1,300	10年		4.5~6年
1,500			
1,800		7年	
2,000	15年	10年	9年
2,150			
3,000	20年		12年
3,800			
4,000		15年	
6,000		20年	
7,500			23年
10,000			33年
10,800		25年	
14,000		30年	
21,500		35年	

(出所) 三井文庫所蔵史料統6595より作成。

提出した奉公人請状には建前上年季は一〇年と記載される。「家」の奉公人の奉公人請状も同様である。年季は決まっ
てはいないが、「御宅々台所勤仕手代年数」を見ると一〇年ほどで退職する者が最も多い。⁽³⁵⁾

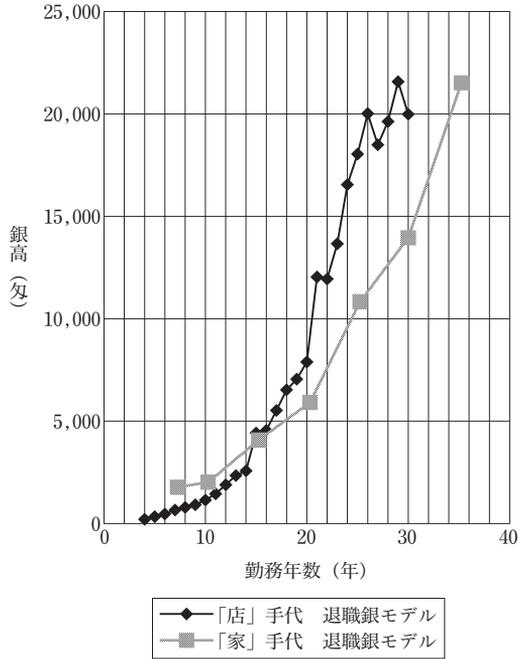
「店」の手代の退職銀モデルと「家」の手代の退職銀モデルとを比較したものが第1図である。⁽³⁶⁾

大凡、勤務年数が一五年までは「家」の手代の方の合力銀が多く、一五年以降は逆転し「店」の方が多くなる。これ
は、「家」には〈中年者〉で勤務を始める者や再勤者が多く、少ない勤務年数であっても重要な役職(台所名前役)に
就くため、合力銀が「店」よりも高くなると考える。

第2表、第1図には反映されていないが、「家」の手代には五〇年に渡るような長期勤務が見受けられる。「店」の手
代であれば、三〇年も勤めれば別家を許され、自分稼業をしつつ「店」に重役手代として出勤することになるが、「家」
の手代にはそれが無い。よって、体力や能力に支障の無い者
は宿持ち手代として勤務を継続する。そこまでの長期勤務者
はすでに宿入済なため、最終的に退職する際の合力銀額は少
ないが、一生の内で受け取った銀高は「店」の手代に何ら劣
らないのではないだろうか。⁽⁴⁰⁾

(七) 退職理由

「家」の手代の退職理由は第3表の通りである。⁽⁴¹⁾ 尚、参考
にあげているのは「店」の手代である。



第1図 退職銀モデル

と生活空間を共にしている以上、「店」に比べて生活水準の悪化が少なく、結果として病気退職者も少なく、短期退職者も少なかったのではないだろうか。

また、円満退職者は明和から天保期は一三〇名中二九名、江戸後期・幕末では四一名中一二名である。この内、特に江戸後期・幕末では「親元相続二付」という理由が大半を占める。恐らく明和と天保期も同様である。ここからも前述のように、京都の商人・職人の子弟が多い点、「店」と「家」では階層に大差がない点を裏付けることができる。

「家」の手代の退職理由の特徴は、京本店・京両替店と比べて、死去が多いが病気が少ないという点である。これは前述の様に勤続五〇年などの高齢の手代が多いためと考えられる。たとえ死因は病死でも、もはや寿命であると言つて良からう。安岡氏は「江戸後期の三井京両替店における奉公人の勤続事情を特徴づけるのは、病気・病死による退職の高率」と勤続の短期化、そして円満退職者の減少であるとしている⁽⁴⁾。三井家事業の悪化と物価高騰が手代の勤務・生活水準に影響を与え、それ故に病人・死病者が多く出たとしている。一方「家」の手代は、同苗

第3表 「家」手代退職理由

退職理由	明和～天保頃	参考		江戸後期・幕末 (合力銀願等 記載奉公人) ⁽³⁾ のみ	参考 京兩替店 天保11～幕末 の退職者 ⁽⁴⁾
		京兩替店 文化2～天保 11の退職者 ⁽¹⁾	京本店 元禄9～享保 15子供の退職 者 ⁽²⁾		
首尾能暇 (円満退職)	19(14.6%)	24(24%)	30(12.6%)	1(2.4%)	9(9%)
依願退職 (円満退職)	10(7.6%)	(相続) 8(8%)	7(2.9%)	11 ⁽⁵⁾ (26.8%)	(相続) 10(10%)
死去	24(18.5%)	15(15%)	28(11.7%)	6(14.6%)	12(12%)
病氣	7(5.3%)	32(32%)	19(7.9%)	6(14.6%)	29(29%)
暇 ⁽⁶⁾ (解雇か)	31(23.8%)	8(8%)	77(32.2%)	—	8(8%)
退役	6(4.6%)	—	—	—	—
訳あって暇 ⁽⁷⁾	3(2.3%)	—	—	3(7.3%)	—
不埒	1(0.7%)	3(3%)	—	—	3(3%)
不明	29(22.3%)	10(10%)	65(27.2%)	14(34.1%)	29(29%)
計	130名 (内重複2名 ⁽⁸⁾)	100名	239名 (内在職者13名)	41名	100名

出所) 「御宅々台所手代勤仕年数控」(三井文庫所蔵史料 続6595)。

注) 1. 安岡『三近世商家の経営理念・制度・雇用』「第六章 京兩替店の勤続事情」表6-3参照。

2. 同, 表6-6参照。

3. 一紙の合力銀願等(付表3参照)の中から, 江戸後期・幕末の「家」の手代の退職理由を抽出した。合力銀を受け取っているというのが前提であるため, 勤務年数の短い者や, 不埒や解雇など不名誉な退職理由の者の情報が一切ない。データとしては不十分だが, 比較する上であえて掲載した。

4. 安岡『三近世商家の経営理念・制度・雇用』「第六章 京兩替店の勤続事情」表6-5参照。

5. 11人中, 3名は「依願暇」などの依願退職者, 8名は「相続筋二付暇」など相続を理由にした退職者である。

6. 「御宅々台所手代勤仕年数控」は時代を経る(天保に近づく)と共に記載が粗くなる。よって「暇」とだけ記載されている者であっても, 解雇ではなく円満退職の可能性がある。また, 勤務が長期であり, 円満退職と思われる者であっても「暇」とのみ記載されている例がある。「暇」は解雇と同義とは言い難く, 定義については再考すべきであろう。

7. これは, 「子細有之御暇」や, 「家原宅改革二付無余儀暇」(三原佐兵衛, 続2101-9)など。家原と長井の二連家は, 嘉永二年(1849)の大元方財政改革の一旦として同苗組織から除き, 宿持手代同様とされた。三原の解雇はこの余波を受けたものと考えられる。

8. 前田彦三郎(奉公人番号57)と広瀬直次郎(奉公人番号64)は最初の勤務時と再勤時両方の退職理由が判明するため, 重複している。よって正確には総人数は130名から2名を差し引いた128名である。

(八) 退職後・奉公のメリット

「家」の手代は、退職後親元を相続して稼業を継ぐことはあるにせよ、「店」のように暖簾分けによる自分稼業を営む者はなかつたと考えられる。三井家では「店」の手代の場合、平手代以上まで勤め上げて円満退職した者には越後屋の家号と暖簾印が授けられる。⁽⁴³⁾ 暖簾印とは、三井越後屋が手代を商人として認めた証のようなものであると見なすと、「家」の手代に与えられる性質の物ではない。しかし、本家のひとつ出水家の史料中、「家」の手代が暖簾印を願う例が見られる。⁽⁴⁴⁾

乍恐願書

一、私義、今般宿入被仰附其上結構御合力銀被下置冥加至極難有仕合奉存候、就右何卒御暖簾印頂戴仕度奉存候、御憐愍ヲ以御聞濟被遊被下候様偏御願奉申上候、此段宜御執成可被成下候様奉願上候、以上

嘉永七寅年

三月

(竹屋町筆頭台所名前役)
磯部利右衛門様

(嘉永六年後期から出水家次席台所名前)
岡田市蔵様

口上

(三井文庫所蔵史料 小石川八〇〇一三)

一、道家喜太郎義今般宿入申附候ニ付、暖簾印之儀願出聞濟遣し度存候、此段御届御聞濟被下候様願上候、已上

嘉永七寅三月

三郎助在府

助八印

八郎右衛門様

元之助様

重役人中

道家喜太郎は三一年勤務した時点で宿入し、その際暖簾印を願っている。最終的に暖簾印が下されたかは不明だが、「家」の手代と三井家との密接な繋がりを示している史料ではないだろうか。

「家」の手代は退役後、「宅付出入手代」「出入者」などという名称で冠婚葬祭の記録等に登場する。退役後も、勤めていた「家」で人手が必要な際は手伝いに行くなど、三井家と密接な繋がりを持っていた(後述)。

また、京両替店の手代の名簿⁴⁵などを見ると、親の欄に各家の台所名前役の名が見られる。親の三井家との繋がりを元に子が「店」に奉公するなど、「家」への奉公は「店」への奉公と同じく強力なコネクションとなっている。

西坂「大店の奉公人の世界」では、特に子供の退職に関して「奉公の目的が、商売の見習いと、三井越後屋との「縁」の形成(更新)という点におかれ」ていたのではないかと、としている。「家」に奉公するということは、「店」のように直接商売の見習いにはならないが、上層町人としての教養や儀式・礼儀作法の習得と、三井家との強力な「縁」を形成(更新)するということを目的にしていた、と言えるのではないだろうか。

(1) 「店」の奉公人で「台所」とは、台所で賄いをする下男のことを指す。

(2) 『三井八郎右衛門高棟傳』二一〇頁参照。

(3) 『御宅々台所勤仕手代年并勘定年割控』(三井文庫所蔵史料 続六五九五)より。

(4) 付表1参照。

(5) 尚、手代・子者の区別は該当史料のほぼ中間をとって文久二年にした。これは昇格に伴う重複を避けるためである。文久二年の「宗門差出之控」(三井文庫所蔵史料 北二二七一一二)に子者として記載された者は、たとえ翌年に手代に昇格したとしても子者の欄にカウントしている。

(6) 『三井八郎右衛門高棟傳』七七―一〇五頁。本書によると吉岡吉太郎は慶応元年一三歳で奉公を開始したとあり、付表1より一年早い。

(7) 「親元相続」とは、稼業ではなく、家督のみを相続するという場合も考えられる。しかし、家督と稼業の相続は切り離しては考えられず、家督を相続する際は稼業も相続するために、三井家奉公人を退職するのだと考える。また、継ぐべき稼業が農業(家が農家)の場合も想定されるが、農家の家督・稼業相続者である長男が京都の商家まで奉公に出るとは考えにくい(奉公人の内、地方出身者は次男以下の者)。よって「親元相続」による退職者とは、都市民で親が商人か職人であると考ええる。

(8) 奉公人番号は付表2―1・2参照。

(9) 各家により人数は異なり、台所役筆頭一人次座二人の計二人の家や、筆頭一人のみの家もある。

(10) 詳細は不明。住み込みではなく、通いの形で勤める者か。

(11) 勿論、初回の勤務実態が記載されていない「雇勤」「再勤」者の中には、初回の出勤時子者から始めた者、つまり〈子飼い〉が含まれる可能性がある。

(12) 唯一見受けられる差は、三年ごとの祝儀である。「三年勘定扣」(御宅々台所勤仕手代并勘定年割之控)三井文庫所蔵史料 続六五九五)の奥書(本文に翻刻)に、再雇用者ではなく、「中年ニ相勤宛名勤ニ相成候者」は二割落、という一文がある。しかし、この「三年勘定扣」には、〈子飼い〉か〈中年者〉かの区別が書いていないので、実際に祝儀を二割減じていたのかは不明である。

- (13) 前掲「三年勘定扣」の奥書(本文に翻刻)には、祝儀に関して「但、子供立方無滞相勤候者右之通一旦退役再勤之者ハ時宜ニ方右之通も致遣候事」という一文がある。子者から継続して勤める者と、子者から勤めるが一旦退職した再勤者が並立で扱われている。
- (14) 奉公人番号19の松井与市は元治元年四六歳まで宗門人別帳に記載されている。翌年以降台所名前役を継続しているにも関わらず宗門人別帳に記載がないので、宿持ちになったと考えられる。尚、文久三年に宿入をしている。
- また、奉公人番号59の道家喜太郎は四四歳で宿入している。
- (15) 当時の北家台所名前役筆頭は脇野専右衛門(奉公人番号2)、同じく次座は西田善七(奉公人番号4)である。
- (16) 柘植が北家への異動したのと同じ年に、当時北家台所次座の脇野専右衛門が宿入りしているため、この影響を柘植の異動で補った可能性がある。
- (17) 麻田左右衛門(奉公人番号18・35)の奉公開始年・台所名前役就任年は不明。「御宅々台所勤仕手代年数并勘定年割之控」(三井文庫所蔵史料 続六五九五後半)前所以就任している。
- (18) 「御宅々台所勤仕手代年数并勘定年割之控」(三井文庫所蔵史料 続六五九五後半)。
- (19) 「御宅々台所勤仕手代年数并勘定年割之控」(三井文庫所蔵史料 続六五九五前半)。
- (20) この他、氏名が同じことから、退店者や家督別家の者で「家」の奉公人となった者を『店々役人名鑑』(三井家編纂室編)等から数名確認できる。
- (21) 「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 本一四三〇〜一四三四、別一一八四)。
- (22) 「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 本一四三〇)から、若井喜八郎の記事を示すと以下の通り。
- 正徳四年午ノ年方子二月迄宗竺様ニ勤
享保五年子二月一四日方本店勤

一、若井喜八郎

一六才

よしや町下立売下ル町

(別筆)

「暇遣ス」

親しなのや長兵衛

代々西本願寺宗小川榎木町上ル町

正覚寺旦那

(23) 若井、田中金四郎(享保五年目見)、桜嶋彦五郎(享保五年本店勤)、西田吉七(享保五年本店勤)、岡嶋新吉(享保五年本店勤)、吉田浅助(享保一二年泊)、川勝甚吉(享保一四年本店勤)、佐藤喜六(享保一五年泊)、松村友吉(元文四年出勤)、桜木新太郎(元文四年泊)、浅井傳吉(元文五年泊)、吉田吉太郎(明和元年泊)、苔谷金七(安永九年泊)の一名。

(24) 『三井八郎右衛門高棟傳』一三三・一三四頁。麻田佐右衛門(奉公人番号18)、西田善助(奉公人番号20)、中井三平、井口新三郎(奉公人番号37)、西邑席四郎(奉公人番号56)など。

(25) 「御宅々台所勤仕手代年数并勘定年割之控」(三井文庫所蔵史料 続六五九五)。

(26) この後、祝儀の支給が一五年間、一時的に止められている。

(27) この後、万延元年申酉戌の分が抜け落ちていますが、理由は不明。

(28) 京本店と京両替店。

(29) 銀三五枚の二割落は正確には二八枚であるが、他の年度を見ても三〇枚である。

(30) 銀二七枚は正確には銀一一六一匁である。翻刻した史料中には一一六五匁との記載がある。

(31) 銀二五枚は正確には銀一〇七五匁である。

(32) 『三井事業史』資料篇二、一〇「大元方の決算帳簿」に翻刻されている「大元方勘定目録 慶応三年一二月」の「預り方」をみると、本家六家の台所名前設計九名が三年勘定祝儀を全額預けている。

- (33) 『三井事業史』本篇第一卷第一二節「同苗借財と文政一件」参照。文化・文政期は同苗の借財・家督が問題になった時期である。
- (34) 勤務中の手代が死去した際、退職銀相当額が香典として支払われる。
- (35) 林玲子『江戸・上方の本店と町家女性』第三章 三「両替店の奉公人」参照。(初出「享保―宝暦期の両替店経営」一、三、日本経済史研究所編『三井両替店』三井銀行、一九八三年)。
- (36) 「手代奉公人吉次郎請状」(三井文庫所蔵史料 北七九一六)。
- (37) 「御宅々台所勤仕手代年数并勘定年割之控」(三井文庫所蔵史料 続六五九五前半)。
- (38) 西坂「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」第15頁1・2表参照。一八〇〇～一八三九年入店の子供を対象にしたものであるが、合力銀と望姓銀が混在している。
- (39) 「店」の手代に合わせたため、「家」の手代に関しては平手代のみ経験者と、平手代十台所名前役を経験者の平均値からグラフを制作した。よって子者は含まない。「店」の手代で、平手代を経ずに昇級する者がいないため、「家」の台所名前役のみ経験者も除外した。
- (40) 「店」の長期勤務の手代(重役手代)には、三井家から受け取った銀高の他に、自分稼業があるため、当然総資産では「家」の手代をしのぐと考えられる。
- (41) 北家のみでは事例が少ないため、史料記載の「家」の手代全てをあげている。
- (42) あくまで、四年以内の短期退職者における病氣・病死の高率を指している。合計人数だけを見ると天保一一年以前も以後も病氣・病死には大差が見受けられない。
- (43) 『三井事業史』本篇第一卷二五九頁参照。
- (44) 「道家喜太郎宿入関係史料」(三井文庫所蔵史料 小石川八〇〇一～三)。尚、小石川八〇〇二は小石川家当主から大元方へ宛てた道家喜太郎の宿入合力銀出銀願書である。

(45) 安岡『近世商家の経営理念・制度・雇用』第六章「京両替店の勤続事情」参照。

2 下男

(一) 出自(出身地・階層)

嘉永七年～明治四年(一八五四～一八七二)の間に宗門人別帳・奉公人名録に記載された北家の「家」の下男の生国は第4表

第4表 三井北家下男
生国(嘉永七年
～明治四年)

生国	人数	(内元治元年)
山城	11	(1)
加賀	5	(1)
近江	4	
丹波	4	(1)
越中	3	(1)
但馬	3	
越前	3	
能登	2	
阿波	2	
丹後	1	
淡路	1	
美濃	1	
計	41	(4)

の通りである。

「家」の下男の多くは日本海地域の村落出身者である。しかし四分の一ほど山城出身者がおり、親の住所や屋号から、京都の都市民であると言える。京都の都市日雇層化した者の子弟か、小規模の商人・職人の子弟かは判然としない。

前掲西坂「大店の奉公人の世界」によると、「店」の下男に関しては、大部分が日本海地域の国々の、村落出身者であると指摘している。

「家」と「店」の下男の出身地は共に日本海地域の村落が大半だが、「家」の下男は京都の都市民も少なからず含まれている。

(二) 年齢

付表1―4を見ると、北家の住込みの下男の年齢が判明する。勤務開始年齢を見ると下は一九歳、上は五九歳、各年の平均年齢も二五・七歳～三三・三歳と大きな開きがある。また、各年を通じて「店」の下男より高齢である。

前掲西坂「大店の奉公人の世界」によると、「店」の下男の勤務開始年齢は一八歳から三六歳まで、平均して二四・五歳であり、店表(手代)に比べてかなり高い、としている。

「家」の下男の方が「店」よりも年齢が高い傾向にある。

(三) 勤務・給金

「家」の下男に関しては、奉公人請状と幕末の宗門人別帳、冠婚葬祭の記録にその名前が若干残るのみである。左で翻刻するのは、本家の一つ新町家所蔵の下男の奉公人請状⁽¹⁾である。

奉公人請状之事

一、此惣七与申者当四月方九月迄、半季給銀六拾五匁之割ヲ以為致御奉公候所実正也、此者出生者東中筋七条上ル町越中屋弥助悴にて、我等身寄慥成ものニ付請人ニ相立申候、宗旨者代々門徒宗西本願寺末堀川花屋町下ル御堂前明覚寺旦那那二紛無御座候、則寺請状我等方ニ取置申候

一、從御公儀様被為 仰出候御法度之儀者不申及御家風急度為相背申間敷候、万一此者取逃欠落等仕候歟又者如何様之悪事仕出し候共、我等罷出其埒明仕、其許様江少し茂御損難相懸申間敷候、此者入御意ニ御召遣被下候内者幾年ニ而茂此証文表ヲ以請人ニ相立申候、為後日之請状仍而如件

嘉永四年

西中筋御前通上ル

亥四月

請人 越前屋伊兵衛(印)

三井源右衛門殿

奉公人 惣七

御代 家城良助殿

当拾八才

(別筆)
「子九月出替リニ付暇遣ス」

(後略)

ここから読み取れる下男とは、半季契約であり、給銀は六五匁である。右の惣七(定助)は亥四月に奉公を始め翌年の九月に暇を遣わされていることから、一年半勤めたことになる。他の請状や付表1-4を見ても半年から二年で辞める者が大半である。下男の入れ替わりは激しい。奉公する際改名し、「〆助」という名前になる。家毎に採用し、請状は各家の主人(同苗)に出すが、実質的には主人の名代である台所名前役によって統轄されていたと考えられる。

下男の職階は不明だが、管理者として「男頭」が存在する。「親方」ともいう。しかし、職階は存在しない可能性が高い。「男頭」という名称は「店」と共通である。短期奉公が大半である下男の中で、男頭は数年にわたって勤務する者が多い。男頭を円満退職した者は「親方出入」と呼ばれ、三井家の冠婚葬祭などを手伝っている例が見られる。また下男を円満退職した者は「下出入方」「出入方」などと⁽²⁾呼ばれる。

(1) 「奉公人請状判取」(三井文庫所蔵史料新古二七二)。この史料は半季奉公人請状を綴ったものであり、下男と下女の奉公人請状がある。尚、「奉公人請状判取」(三井文庫所蔵史料 新古二七二)も同様である。

(2) この名称は、後述の同苗出生や冠婚葬祭の史料に抛る。出入方は、退職後であっても同家に手伝いに行ける者、つまり京都近郊に住んでいる者に限られる。下男は地方出身者が多いため、円満退職者全員が出入方になったわけではない。

二 女性奉公人

女性奉公人の構成員は主に「乳母」と「茶之間役」「茶之間」と「半女」である。「乳母」と「茶之間」を指して「下女」と言う。「半女」を指して「台所下女」と呼ぶ場合が見られる。この他、「妾」¹⁾が存在する。

また、近世後期には特に「茶之間」を指して「女中」「召使」と呼ぶ例が見られる。

1 下女(茶之間・乳母)

(一) 出自(出身地・階層)

嘉永七年～明治四年(一八五四～一八七二)の間に宗門人別帳・奉公人名録に記載された北家の「家」の下女の生国は第5表の通りである。

下女の多くは山城出身である。その中で親の住所について記載のある者だけを見ると、一三名全員が京都の都市部の、商人・職人の子女である。それ以外の地域出身者が極めて少ない。

近世社会において、女性が身分と資力に応じて奉公に出ることは珍しいことではない。渡世の為に奉公する者もいるが、裕福な階層では礼儀作法や家事の見習いの為に奉公する²⁾。そう考えると、当時有数の大商家であった三井家に奉公できる女性はおのずと限定される。その結果、大多数の下女が京都の商人・職人の子女であったのだろう。

また下女の内、身分・資力の高い山城出身・京都の商家の子女の比率は奉公先の商家の資格を示す指標になる、とも考えられる。

第5表 三井北家下女生国
(嘉永7年～明治4年)

下女生国	人数	内、親の階層が分かる者
山城	40	京都商人・職人 ⁽¹⁾ : 10名 京都都市民 ⁽²⁾ : 3名
近江	11	百姓: 1名
丹波	4	百姓: 1名
美濃	1	
不明	1	
計	57	

注) 1. 屋号から商家と判断した。
2. 屋号ではなく名字と居住地が判明。
居住地から京都の都市民と判断した。

杉浦家⁽³⁾の女性奉公人の大半の出身地も京都と次いで近江である。しかし、三井家に比べ近江(中でも高島郡と滋賀郡)出身の割合が高い。江州高島郡とその周辺地域は伝統的に杉浦家の女性奉公人供給地であったようだ。杉浦家の階層に関しては、最も多いのが別家の娘・後家・縁者であり、次いで商家の娘である。三井家では別家の娘や縁者の雇用について詳細は不明だが、付表1には親の屋号が「越後屋」である者が二名含まれる⁽⁴⁾。ここから、別家子女も雇用していたことは確かである。

(二) 年齢・人数

第6表の下女を見てみると、一〇代二名、二〇代四名、三〇代五名、四〇代一名、五〇代一名、計一三名である。当時北家同苗の子女は湊(一四歳)、喜野(七歳)、辰之助(高保・五歳)、貞(三歳)、籌(二歳)であり、湊を除いた四名に乳母がついていたと考えられる。

下女の勤務開始年齢については、判明する下女が少ないため詳しくは検討ができない。付表1―3に記載されている下女だけを見た印象では、一〇～二〇代と四〇～五〇代で奉公を始める者が多い一方、三〇代での奉公開始は少ない。尚、乳母は二〇代から三〇代前半に集中する。これは授乳・育児という職務との関わりによると考えられる。

尚、杉浦家の場合⁽⁵⁾、一、二〇代の下女が大多数を占め、三〇代以上は稀である。勤務開始年齢については、一〇代から二〇代前半の者が大半である。

三井家の下女の数に規定はないようである。同苗に幼い子供が多い時期は乳母がいる分人数が多くなっている。また

第6表 北家下女年齢構成
(嘉永7年)

名前	年齢(歳)	判明する区分
まち	54	茶之間頭
せつ	41	茶之間
きく	29	乳母
やゑ	32	乳母
みね	23	乳母
しか	33	
のふ	37	
とも	16	
きわ	33	
あい	30	
やさ	17	
さすて	24	
	26	
計	13名	

出所)「宗門人別帳」(北1271-1)・
嘉永七年(1854)より作成。

幕末は節約のために下女の数を減らすようにしている。⁽⁶⁾第7表の文化一〇年当時北家同苗の子女は涌(九歳)、長四郎(高福・六歳)、午之助(孝令・四歳)、十一郎(高尚・三歳)、有(三歳)、頼(二歳)、妙(二歳、早世)の七名であり、乳母の数も多い。下女・半女の合計は一九名である。一方第6表の嘉永七年も子供の多い時期だが、下女・半女の合計は一三名である。付表1-3を見ると、幕末は更に下女の数が少なくなっている。⁽⁷⁾「家」の奉公人の人数は三井家の家族事情や事業の経営状況を表す指標ともなるのではないだろうか。

(三) 勤務・昇級

前述のように、下女は大きく分けて茶之間と乳母から成る。

茶之間のまとめ役にあたるのが茶之間頭である。勤務年数が長く、家事の習熟度の高い者がその任にあたる。他の茶之間には特に職階はない。あるのは家事習熟度の目安となる「黒齒」・「白齒」という区分と半女という区分である。黒齒はお齒黒をしている者、つまり既婚者であり、白齒は未婚の者である。

職階のない下女にとっての昇級とは、勤務年数や家事の習熟度による下女内部の序列の変化である。例えば同じ勤務年数の黒齒と白齒がいた場合、黒齒の方が序列は上である。これは白齒より黒齒の方が家事習熟度が高いためである(白齒・黒齒の区別は未婚・既婚に拠る区分であり、白齒の序列が上がり黒齒になるわけではない)。序列が上がるとは、たとえば第7表の文化一〇年二月の茶之間5、へとみへが同年六月では乳母より

も上に記載されたときなどから判明する。

第7表や第8表の祝儀の額による区分は、そのまま下女の序列になつてゐるはずである。⁽⁸⁾ここから、下女の序列は茶之間頭を筆頭に、黒齒、勤務年数の長い白齒、乳母、新参の白齒となり、最後に半女が続く。

乳母は三井同苗の子供それぞれに付けられる。乳母として奉公を開始した後、茶之間に転じる者も見受けられる。その場合、乳母としてのみ奉公するのは一〇年ほどである。

(四) 給金(銀)

下女は基本的に年季奉公人である。奉公人請状に年季と給銀の額が記載される。茶之間役の場合、半季契約であり、下男と同様である。新町家の下女⁽⁹⁾を見ると、半季給銀六五匁の者が大半だが、八〇匁の者も存在する。この違いは本人の能力や年齢によると考えられる。尚、六五匁という給銀は大多数の下男と同じである。

(五) 勤務年数と退職理由

「御宅々台所勤仕手代年数⁽¹⁰⁾」や合力銀願(付表3)から抽出できる北家を含む本家六軒の下女の勤務年数と退職理由を示したのが第9表と第10表である。⁽¹¹⁾長期勤務者のみが記された史料の性質上、下女は短期退職者が大半を占めるにも関わらず、短期退職者の退職理由は判明しない。

下女奉公は茶之間が一〇〜一二年、乳母が七年を区切りにしていることがわかる。各下女の年齢が判明しないが、結婚退職者の多くがこれを区切りとしている。一〇代で奉公に出た茶之間が結婚するにあたり、三〇代にさしかかるあたりが適齢期リミットだと見ると、必然的に勤務年数は一〇年ほどになる。そもそも半季の年季契約が更新され続けてい

第8表 北家下女区分
(文化14年)

名前	区分(祝儀額による)
りく	茶之間1 茶之間頭
なり	茶之間2
せう	茶之間2
みへ	茶之間3
なか	茶之間3
りへ	茶之間3
いく	茶之間3
きし	茶之間3
八重	茶之間4 白歯
ちか	茶之間4 白歯
りか	茶之間4 白歯
さと	茶之間4 白歯
みき	茶之間4 白歯
きさ	半女
くめ	半女
計	15名

出所) 「文化十四年丑年三月御結納御祝儀之扣」(北901-3)より作成。

注) 1. 区分は第7表に同じ。
2. 第7表から乳母の可能性が高い。

るだけあって、円満退職の比率が非常に高い。三井家では大半が短期で退職するとはいえず、限られた時代の史料からでもこれだけの数の長期奉公者を抽出することができた。植田氏が明治五年(一六年)の杉浦家の下女の中で、勤続年数が判明する三六名を検討した結果、全員が一〇年以内で退職している。尚、杉浦家の下女の退職銀については論じられていないが、長期勤務者が少ない以上、退職銀規定は存在しなかった可能性がある。

第7表 北家下女区分(文化10年)

名前	区分(祝儀額による)	
	文化10年2月	文化10年6月19日
りく	茶之間1	茶之間1 茶之間頭
なり	茶之間2	茶之間2
せう	茶之間3	茶之間3
かね	茶之間4	茶之間4
つき	茶之間4	
のへ	(下記)	茶之間5
みへ	(下記)	茶之間5
あき	(乳母)	乳母
きふ	(乳母)	乳母
ふさ	(乳母)	乳母
ゑん	(乳母)	乳母
くの	(乳母)	乳母
りへ	(乳母)	乳母
みき		乳母
しん	茶之間5	茶之間6
まち	茶之間5	茶之間6
なか	茶之間5	茶之間6
すが	茶之間5	茶之間6
のへ	茶之間5	(上記)
みへ	茶之間5	(上記)
きさ	半女1	半女1
くめ	半女1	半女2
計	19名	19名

出所) 「文化十年癸酉二月御頼様御誕生入家御初上巳御祝儀之控」(北909-1)「文化十年癸酉六月十九日未上刻御烈様御安産御妙様御出生初御祝儀一卷」(北909-2)より作成。

注) 茶之間1~5・6という区分は、祝儀額に応じて割り振ったものである。例えば文化十年二月の場合、茶之間4とある「かね」と「つき」の祝儀は同額であり、一区分上の茶之間3「せう」の祝儀額より少ない、ということである。

第9表 本家（六軒）茶之間
勤務年数・退職理由

勤務年数(年)	結婚・縁談	首尾能暇	暇願	宿元相統	老年	病氣	暇	死去	不明	計(人)
7	1注									1
9.3								1		1
10	2	2	1	1			1			7
11			1		1		1			3
11.5		1								1
12	1	1	1	1						4
13							1			1
14								1		1
15		1								1
16	1	1								2
17								1		1
23		1								1
24		1								1
26					1					1
30								1	1	2
33		1								1
34						1				1
40			1							1
計(人)	5	9	4	2	2	1	3	4	1	31

注) 乳母を10年務めた後、茶之間に転向した。

乳母の退職理由に、結婚・縁談が多い点は注目すべきである。乳母とは、授乳能力または子育て経験を買われて採用されているはずなので、原則既婚者（少なくとも出産経験者）である。離婚などの事情を抱え、生活のために乳母になった者が多い、ということであろうか。

杉浦家の下女は結婚退職が最も多く、他の主な退職理由は本人や本人の家族の病気などである。乳母については七名の検討にとどまるため比較は難しいが、結婚退職者は一名の

みである。

(六) 退職銀（合力銀）

合力銀が支給されるのは、茶之間であれば約一〇年以上勤務した者、乳母であれば約五年以上勤務した者である。同じ勤務年数であっても、乳母は茶之間より合力銀額が高く、優遇されていることがわかる。また、総領家である北家の下女の退職銀額は他の本家に比べ二割増が原則である。実際茶之間には待遇差が見受けられなかったが、乳母に関しては北家に勤めた者の銀高が多い。特に跡継ぎとなる男児の乳母は優遇されている。このため乳母の合力銀額は個人差が

第11表 本家(六軒)下女
合力銀モデル

合力銀(匁)	茶之間	乳母
なし	10年未満	5年未満
1,000	10~13年	
1,500	14~17年	5~9年
1,800		5~9年
2,000	18~22年	10~12年
2,500	23~24年	
3,500	26年	
6,000	30年	
7,000	34年	
8,000	40年	

出所)「御宅々台所勤仕手代年数」(三井文庫所蔵史料 続6595)合力銀額より作成。

第10表 本家(六軒)乳母
勤務年数・退職理由

勤務年数(年)	結婚・縁談	首尾能暇	暇願	宿元相統	老年	病氣	暇	死去	不明	計(人)
4.5								1	1	2
5	1		1							2
6	1	1								2
7	4	1					2	1		8
8		1								1
9			1							1
10	1注									1
10.3	1									1
11			2							2
12		1								1
不明			1							1
計(人)	8	4	5				2	2	1	22

注) 乳母を務めた後茶之間に転向し、その後縁談を理由に退職した。

るならば、メリットとは行儀作法を習得し、より良い相手と結婚することである。三井家に奉公に出た女性も同様であろう。当時有数の大商家に勤めたということは、ステータスにもなり、縁談の際に有利に働いたのではないだろうか。乳母は授乳能力や子育て経験を買われて採用されるため、必ずしも富裕層出身とは限らず、何かしらの事情を抱えている場合が想定される。そのような者達であっても結婚退職者が多いということは、三井家に奉公していたという事実が良縁につな

(七) 退職後・奉公のメリット
三井家に長期勤務し、円満に退職した者は、茶之間出入としてその後も三井家に関わることになる。同苗の冠婚葬祭や出生・入家・出産に際し、その都度連絡を受けて手伝っている。京都の商家出身の子女が多いため、三井家との縁は実家や婚家、自分の子孫のメリットとなったであろう。

大きい。
合力銀を受け取っているのは、長期勤務者のみである。大多数の短期退職者については不明である。

がったのではないだろうか。たとえ退職後に結婚しなかったとしても、相当額の退職銀で当面生活をしていくことが可能である。また三井家で培った行儀作法や儀式への対応能力があり、再雇用先には困らなかったのではないだろうか。

- (1) 妾を同苗の一員とみなすか、奉公人とみなすか、定義は難しいが、本稿では縁切証文中の「妾御奉公」という文言から、「妾」は奉公人として扱う。
- (2) 清水美知子『女中』イメージの家庭文化史』第一章第一節「奉公人としての女中」参照。
- (3) 植田知子「商家における女子奉公人と「奥」の管理」『社会科学』第六五号 同志社大学人文科学研究所、二〇〇〇年。
- (4) みね（三井文庫所蔵史料 北七六一四・慶応二年八月の宗門人別以降名前が記載・一七歳）と、ふさ（同 北七六一五・慶応四年三月の人別帳以降名前が記載・一七歳・奉公開始は慶応三年一六歳）の二名である。
- (5) 明治初期の事例として、一〇代を中心に二〇代〜四〇代の下女を雇っていたことがわかる。たとえば、明治一〇年四月時点修学院別荘の下女は一七・一八・二〇・二四歳の計四名である。
- (6) 『三井事業史』資料篇二、「一幕末期の家政改革」に翻刻されている多くの「申渡書」の中に、「一、宅々勘定場并茶之間召仕人数、格段相減し可被申候」という一文が出てくる。
- (7) 『三井八郎右衛門高棟傳』によると、三井北家では文久二年の年末から、自宅を政事総裁・前越前藩主松平慶永（春嶽）などに貸し出して、一家は新町家に同居することになった。その後も南家、家原家などを転々とした。このような居候の状況であったため、この時期北家が「家」の奉公人をそれほど多く雇わなかった可能性はある。
- (8) 祝儀の額が多いほど茶之間の順位が高くなる、というのが基本である。しかし史料の性質上、特に功労のあった者に多く祝儀が支払われているはずである。そう考えると本来同列の茶之間であっても功労によって額に差が生まれ、一見細かい序列が在るように見えている可能性は否めない。

(9) 「奉公人請状判取」(三井文庫所蔵史料 新古二七一・二七二)に記載された下女。

(10) 「御宅々台所勤仕手代年数」(三井文庫所蔵史料 続六五九五)。

(11) 第10表・11表は「御宅々台所勤仕手代年数」記載の下女の事例が少ないので、付表3合力銀願記載の下女も含めて、それぞれの史料の時代が異なるので、第10表・11表は近世中・後期あわせた下女を抽出したことになる。よって、時代の推移と勤務年数や退職理由の変化を考察することはできない。

(12) 下女は基本的に半季奉公なので、短期退職者に合力銀は支給されなかったと考えられる。

2 半女

半女は台所下女とも呼ばれており、台所での賄い専門の奉公人である。

「店」では、手代など「店」で生活をする奉公人の賄いを下男が担うが、「家」でこの半女が担っていた。男性・女性家事奉公人のみならず、その「家」で生活する三井同苗の食事も、半女が担っていたと考えられる。

3 妾

三井家の家系図には、子どもの名前のそばに「別腹」という記載が散見する。この、別腹の子の母は、妾であると考えられる。妾の役割のうち史料上判明するのは、三井同苗の子を産み子孫を絶やさないと、である。

(一) 「別腹の子の母」としての妾

別腹の子として生まれ、三井家に入家してきた十一郎(高尚)の史料を見てみよう。十一郎は文化八年(二八一)考

に七代高就の三男として生まれ、後に鴻池家へ養子に出された者である。

(前略)

- 一、御別腹おなり義無障相肥立候ニ付、六月廿八日夜御宅へ帰り申候様被仰付候
- 一、上之町当月限ニ取片付申候事

- 一、七月朔日窪田十郎兵衛へ何角最初方町向差合候義有之、先月限取片付候ニ付是迄之御挨拶有合鯉節十被遣候事
- 一、上之町ニ出入親方分越後屋小兵衛住居致居候其処、今度夜明御別腹産水出し此節相片付

- 一、金三百疋 きしへ 御心付

- 一、銀百拾八匁 万助昼夜五十九日やとひ、二匁ツ、

- 一、金貳分 小兵衛方住居宿料、五六月分

- 一、二貫文 同人方暫立退居候借家宿料、二ヶ月半分

(後略)

ここに出てくるなりは十一郎の産みの親であり、妾であると考えられる。なりは出産直前直後の約二ヶ月を出入親方分(元男頭)の越後屋小兵衛の家で過ごした。出産後の体調に支障が無く「御宅へ帰り申候様被仰付候」とあるが、ここで言う「御家」が三井の「家」なのか小兵衛宅に来る以前住んでいたなりの家(妾宅か)かは不明である⁽²⁾。出産費用

は三井側が支払っている。なり、の身の回りの世話人として万助を雇っており、産婆か下女か小兵衛に縁のある者か不明である。し、へは心付を出している。また、小兵衛はなり、を引き受ける間借家暮らしをしていたらしく、その借家料と小兵衛宅でのなり、の住居料を支払っている。

このような「別腹」の子は少なくなく、妾は一族の繁栄・継承の一翼を担ったとも言えよう。

尤も、三井同苗や奉公人にとって妾の存在が必ずしも利益をもたらすとは限らない。賀川隆行「近世商人の同族組織」で引用されている、元文四年(一七三九)八月の「乍憚口上書」³⁾の中で、「店」の重役が若年の同苗に関して以下のように述べている。「若旦那様方御身持御不埒の儀は、わけて書取り申すに及ばず存じたてまつり候、御妾宅についての遊れ方、その外遊所等の御いきかた一向言語に絶え申し候」。これは、当時儉約の態度がみえない中で賄料の増額を決めた同苗、特に若年の同苗に対しての意見である。この様に苦言を呈されるほど、同苗が多く妾を囲い、遊所に通っていた、ということである。ここでは、妾という存在は跡継ぎを産む重要な役割を担う者、というよりは、浪費の元凶の一つととらえられている。

(二) 妾の縁切り

妾奉公人にとって退職とは、縁切りである。以下では、幕末の三井北家の台所役に宛てた縁切証文と手切金受取証⁴⁾を見ようと思う。

一札

一、私養娘であると申者先年より其許様江妾御奉公ニ差進置おこと殿出産いたし候所、此度おこと殿と因^(縁)を切右て御暇被下

私方江引取候ニ付、為手切料金五拾兩、衣類料金貳拾五兩御惠被下難有右金子髓ニ奉受取候、右之通てる御暇之上手切料迄御惠被下以上者以後其許様江一切立入等不仕、尤おこと殿外方江御差遣相成候共其許様之御思召ニ御取斗可被成下候、其節彼是申出候儀者決而仕間敷、私儀者勿論てる身分如何成行候共御無心杯申立入候儀者曾而仕間敷候、万一心得違仕其許様江立入候敷御無心杯申出候ハ、此一札を以如何様ニも御取斗可被下候、為後日一札依而如件

慶応三年卯十月

川端二条下ル町

井上屋忠平(印)

本人 てる(拇印)

(北家台所名前役)
浅田左治平殿

(北家台所名前役)
西田善助殿

(北家台所名前役)
松井与市殿

(京本店重役手代)
中西宗助殿

(京本店重役手代)
赤尾六郎兵衛殿

(添付証文)
一、金七拾五兩也

右之通髓ニ請取申候已上

十月十四日 井上忠平(印)

てる(拇印)

中西宗助様

て、慶応二年から三年一〇月迄、最も長くても一年十ヶ月の妾奉公に出た。生まれた娘ことと縁を切り、また三井家から手切金として総額金七五両を受け取っている。銀で換算すると四貫五〇〇匁である。この額は茶之間がおよそ二七、八年勤務した時の退職銀高に相当する。

妾は妾奉公の代償として、相当額の手切金を受け取った。そしてその奉公をやめる時、生まれた子どもと縁を切り、奉公先に置いてくること、以後三井家とも縁を切ることが条件であった可能性が高い。

(1) 「文化八年辛未六月吉日十一郎様御誕生御入家御祝儀之控」(三井文庫所蔵史料 北九〇八一)。

(2) 十一郎入家の史料には、家内の祝儀の欄になり、という下女の名が見える。また、「御宅々台所勤仕手代年数并勘定年割之控」(三井文庫所蔵史料 続六五九五)には、北家下女なりに、「次郎右衛門様御腹ニ有之御建当時カヅマ舟、ノ所之次第差含エ、合力遣ス」とある。次郎右衛門とはのちの北家第八代当主三井高福のことである。

(3) 賀川隆行「近世商人の同族組織」『日本の社会史』第六巻社会的諸集団(岩波書店、一九八八年)の一六八、一六九頁に翻刻。

(4) 「妾奉公御暇ニ付手切金請取証文」(三井文庫所蔵史料 北七九一一)。

(5) ことの父親は小野田(小川)家六代孝令(北家高就の二男、慶応二年二月没)。ことは父孝令の死後不埒として明治元年閏四月に三井家から縁を切られている(稿本三井家史料「小野田第六代小野田孝令」)。

(6) 借用証文など、近世の契約証には、以後無心はしないと誓っていても、度々金子を借用している例が多々ある。よって、

この一文に関しては定型文であり、実効性に乏しいと見た方が良い。

三 三井家にとっての「家事奉公人」

ここでは、家事奉公人の日常・非日常（特別）の役割を明らかにすると共に、三井家にとっての家事奉公人はどのような存在なのか、考察しようと思う。

1 日常の役割

(一) 手代・子者

「家」の手代の日常の役割をうかがう事のできる史料は少ない。そもそも日常を記すこと事態が稀である。今回、北家の手代・子者の日常を示す適当な史料が見つからなかったので、連家の史料から日常の役割をあげる。

左は長井家手代井上利右衛門（奉公人番号67）が大元方に宛てた書状¹である。井上利右衛門は元々「店」の手代である。京勘定場に勤め、寛政五年に支配格を退役した者である。寛政十一年から文化八年まで連家の長井家の台所名前役を勤めた。

一札

一、今度傳蔵様御宅江私御召抱被遊候処、傳蔵様御幼年ニ付大津表弥太郎様方ニ被遊御座候間、壽珉様斗室町御宅ニ被遊御座、御老年之御儀ニ御座候得者昼夜共相詰萬端実意を以大切ニ相勤可申候、尤私用ニ而遠方へ罷出一宿仕儀ニ候ハ、其節御届可

申上候

一、御一家様方并御町用向無滞相勤、式日其外御名代相勤可申候

一、寺社方御附届御祥月御定之通取斗可申候

一、御年回御法事之儀者其時之元方へ御伺可申上候

一、室町御賄料其外被仰渡之通元方と請取、大津表江御渡可申分無滞取斗可申候

一、御宅付御道具御帳面之通御預り申候、大津方御入用申参り候ハ、其時々帳面ニ相記置出入引合、紛失不仕候様取斗可申候

一、昼夜共火之元入念、別而夜分御家内庭廻り地境迄両三度宛相廻りメリ旁吟味可申事

一、御台所向諸買物等其時々帳面へ記置、五節句払方之節引合相払可申候

但朝夕家内給もの費成儀無之様氣ヲ付可申候

一、弥太郎様御儀大津表江御引越御隠居被遊候御仕儀付、元方と私義御附被遊候付、諸勘定ハ勿論諸事潔白ニ仕、聊私欲虚妄仕間敷候、仍而御請一札如件

寛政十二年

申七月

井上利右衛門(印)

藤田助右衛門殿

上嶋七郎兵衛殿

木村忠兵衛殿

永緒太郎右衛門殿

申渡覚

一、其元儀先達而過分之銀高致他借取斗方如何之品等有之ニ付、一昨年隠居申付室町家屋敷共悴勇三郎江相譲り妻子とも大津

江引移り相慎候様申渡シ、勇三郎義傳蔵と相改候ニ付、其砌^ら室町ニ可差置儀ニ候得共、幼年之儀ニ候へ者十才ニ相成候迄大津ニ而養育被致、壽珉殿室町へ引移被申候様取斗申付置候処、傳蔵事不斗去春致死去候付名跡之儀早速取扱可申筈ニ候処、伝蔵死去後無程お秀義不快ニ付為養生お益共暫出京致度相願、彼是以名跡之儀是迄延引ニ相成在之候故、此度相談之上則右衛門次男貞蔵へ傳蔵名前相預ケ、則室町名前傳蔵ニ切替候筈ニ候間其旨相心得可被申候

(中略)

右之通改申渡候条心得違無之様相慎可被申候、尤貞蔵義傳蔵と改名為致候得共、勢州ニ差置候事ニ候得者追而室町名跡相統相定候迄者諸事元方より差図可申付候間、其旨相心得可^ら在之候、以上

享和二歳

戌六月

次郎右衛門 在江

三郎助 (印)

八郎右衛門 (印)

弥太郎殿

右被仰渡候趣承知仕、依之御請印形仕候以上

弥太郎 (印)

長井家の弥太郎 (高義) は借財が高み、それを理由に隠居を命じられ、京を離れ大津に移住することになった。家督と傳蔵名前を息子勇三郎に譲るが、勇三郎が幼年のため一〇歳になるまで大津で育てることになった。しかし傳蔵 (勇三郎) は享和元年三月四日、三歳にて死去してしまう。

長井家の台所名前役は、この弥太郎の隠居に伴い大津に移住したと考えられる。元々連家に手代は少なく、京都室町

の長井家の家屋敷の管理者が急遽必要になり、井上利右衛門が採用されたのだろう。井上は元々「家」の業務に携わった経験がないことから、恐らく大元方から「家」の日常の役割に関して指示を受けた。右の書状「一札」はその指示に對する井上の返書・誓書の様な物である。

この「一札」から読み取れる、台所名前役の日常の役割とは、①家屋敷の管理、火の用心、②町との付き合い、③寺社との付き合い、④「家」の家計(賄料)の管理、買物、⑤「家」の道具(含財産)の管理(後述)、である。

他に、他の奉公人の退職銀願を作成したり、半季奉公人(下男・下女)の採用・監督⁴や、主人(三井同苗)の名代を勤めている。

前述のように、「家」と「店」の子者・子供には出自などで素質の違いが無かったと考える。よって役割とは言い難いが、「家」の子者は「店」の様に、読み書き計算の訓練が日常の一部と言えよう。

翻刻の史料「一札」に書かれた日常の役割は、主人(同苗・当主)不在時の異例な役割であると考えられることもできる。しかし、基本的に各「家」の当主は「店」の経営幹部でもあり、「家」に常時いるとは限らない。そう考えれば、前述の「一札」の内容はどの「家」にも相通じる台所名前役の日常の役割であると言えるのではないだろうか。

以上、限られた史料から「家」の手代の役割を見てきた。同苗を含め「家」運営のための金銭を管理し、衣食住のうち主に「住」を担うのが「家」の手代である。また、三井同苗の地域とのつながりを見ようとすると、そこにも「家」の手代が大きく関わってくるようである。町内や寺社、奉公人の請人などと実際に関わるのは三井同苗ではなく、その名代である台所名前役であった。これは「町人としての三井同苗」にまで台所名前役が影響を与えているということである。つまり彼らが三井家の「家」の顔の一部であったと言えよう。

(二) 下男

下男の日常の役割について詳細は不明である。「店」の下男の場合は台所での賄いや商品の荷ほどこきなど、肉体労働である。⁽⁵⁾「家」の下男は、平均年齢が「店」より高く、高齢の者もいる点や、「家」には賄い専門の半女（後述）がいる点から推察するに、家屋敷の管理など手代の補佐をしたり、小間使いのような役割だったのではないだろうか。

(三) 茶之間・半女

近世の三井家に奉公した女性は、渡世の為に奉公した者もいるだろうが、大半の裕福な階層では礼儀作法や家事の見習いを目的としていた。⁽⁶⁾ならば当然、茶之間の日常の役割は、さほど肉体労働を伴わない「家事」・同苗の生活のサポートである。また、半女は台所での賄い（料理）を担っている。

近世の三井家に奉公した女性の、日常生活を記した適当な史料が見つからなかったため、参考として『三井八郎右衛門高棟傳』の中から、「補 高棟の趣味と面白い出」第二節第七項「今井町邸について」に記された女性奉公人を取り上げたい。三井北家十代当主の高棟の娘禮子が、明治中後期の自身の生活を振り返って記した回想録のようなものである。明治中後期では使用人（奉公人・女中）の女性のことを「お次」と呼び、男性の使用人を「表の人」と呼んでいる。女中の筆頭は女中頭である。女中頭には一人部屋を与えられ、その他の者は共同部屋であった。

昼間、お次達は「お茶の間」⁽⁷⁾で着物の仕立てをしており、夜は自分の着物を縫っていた。同苗が何か用事のある時はベルを鳴らし、「若手（白齒）」が用事を伺いに行った。また、同苗が食堂で食事をする時、行儀見習いの若手（白齒）が給仕をしていた。お次の食堂は別にあり、台所には半女が働いていた。半女は禮子の両親（同苗）に目通りのできな身分であった。同苗各人にお付きの女中がいた。子供達は一人一人部屋を与えられており、夜は娘達のそれぞれのお付

きが側で寝ていた。娘が幼い頃は乳母がお付きの女中であつたと考えられる。女中の日常の役割とは、着物の仕立て・縫物と同苗の生活のサポートである。近世の下女も似たような役割を果たしていたのではないだろうか。つまり、衣食住のうち「衣」を主に担うのが茶之間、「食」を主に担うのが半女である。

(四) 乳母

その名のとおり、乳母は同苗の子女の養育が日常の役割である。乳母として採用され、授乳期間が終わった後も茶之間として奉公を続ける者もいる。

- (1) 「井上利右衛門室町御宅へ出勤之一札」(三井文庫所蔵史料 続二六二二二)。
- (2) 松本常七(奉公人番号65)・西村定七(奉公人番号66)は共に寛政一二年八月より伏見へ移動している。文書中弥太郎は大津で隠居なので場所に記載が違うものの、松本・西村両名は少なくとも京を離れていることは確かである。
- (3) 付表3に載る、合力銀願の差出元は、各「家」の当主(同苗)である。しかし同苗が不在等の場合、台所名前役の名前で出されている。
- (4) 半季奉公人の請状の宛名として、三井同苗の名を書いた横に、名代として台所名前役筆頭・次座の名が書かれる。実質的に半季奉公人の採用は台所名前役が行っていたとみて差し支え無いと思われる。
- (5) 西坂「大店の奉公人の世界」一四二頁。また、藤田「京都商人大黒屋杉浦家の奉公人制度」の中で、杉浦大黒屋の下男
- (6) 清水美知子「女中」イメージの家庭文化史」第一章第一節「奉公人としての女中」参照。
- (7) この「お茶の間」とはお次の仕事部屋と言えよう。同苗の居間は別の場所にある。

2 非日常の役割

家事奉公人には日常の役割以外に、重要な特別の役割がある。それは、奉行所における吟味や同苗の冠婚葬祭などの有事への対応である。主に扱う史料は北家同苗の出生と婚姻、葬儀についての記録である。

(一) 「家」の奉公人に関する裁許

文化八年「油小路定五郎一件」¹⁾によると、十一月一日、柘植定五郎（北家手代）は私用で外出し、帰宅途中四人組の盗人に襲われて羽織・帯・紙入・煙管と所持金を盗まれ、疵まで負ってしまった。盗まれた紙入の中に三井八郎右衛門（北家六代高祐）の名代手札が含まれており、無沙汰にするわけにもいかず、脇野専右衛門（北家台所名前役筆頭）が八郎右衛門にこの件を報告している。盗人が捕まった事を聞いた八郎右衛門は西町奉行所同心の渡辺庄左衛門宅を訪れ、盗人に余罪が無いならばこの件を裁許から除くように願出ている。裁許に関しては、なるべく内済で済まし、たとえ被害者であっても三井の名が裁許の場に出ることを避けようとしていたようである。

その後柘植は出入手代の越後屋小兵衛宅で療養していた。裁許の際は町方から付添人を付けることになっているが、柘植には八郎右衛門の名代の仁兵衛（富田、おそらく「家」の手代）が付添うことが許される²⁾。三井家が町方に迷惑がからないように手を打ったと考えられる。西町奉行所から十一月二八日夜に呼び出し状が届く。十一月二九日、裁許の場で柘植の盗まれた品物の確認が行われる。その後、八郎右衛門と仁兵衛が渡辺の元へ挨拶に行っている。

その後数度奉行所から呼び出しがあり、裁許が終了した後、十二月二九日仁兵衛は裁許に関わった役人達へ金子を持参している（渡辺へは金二千疋）。尚、十二月一六日付三井八郎右衛門の名前で、盗人四名の助命願書を提出している。

また、天保六年「南御宅彦蔵一件」⁽⁴⁾では、南家の手代彦蔵が「家」の金を盗んでいる。彦蔵は南家台所名前役筆頭の竹岡小兵衛宅へ自首しに行き、その後竹岡が彦蔵の弁護人のような役割を果たしている。

文化十四年「新町御宅ニ相勤御暇出候 岩井他三郎一件」⁽⁵⁾では、新町家の手代であった岩井他三郎が新町家の土蔵に取められていた書画や茶碗を盗み出して質に入れたり、稼業(道具類商売)で売りに出してしまった。岩井の扱っている品物は怪しいと気づいた者によって事件が発覚した。この件に関しても、西同心目付の渡辺庄左衛門宅に勝助(おそらく「家」の手代)が参り、内分(内済)で済ませるように願出ている。しかし奥(「家」か)で話合った結果、「御宅々近年も右之筋有之内分ニ而御済セ被遊候所、其儀を他三郎存知居今度之次第故、今度内分ニ而御済セ被遊候時者今後又々右之筋出来可申候……」という理由で「表向ニ而御吟味御頼被遊候……」となった。しかも「家」の紛失物を調べた結果、岩井の関与していない品物の紛失まで発覚している。

この一件でも助命願書が出されている。しかも時期が一・一二月であり、(牢の)寒さを気にして年内に落着きできるようにと頼んでいる。岩井はいたってまじめに奉公していた者であり、金に困っていたが故の出来心であろう、というのが主人の見解であったためである。

これらの事例から、裁許など日常とは言えない特別の役割に関して、「家」の台所名前役が中心に動いていることがわかる。体面・信用が商家にとつて重要であるため、三井の名が表に出ることを極力避けようと努め、裁許後は役人への礼を欠かさず、犯人の助命にも働きかけている。

(二) 出生・出産・入家

同苗に子どもが生まれる時、家事奉公人の中でも女性奉公人が果たす役割は大きい。

まずは享和二年（一八〇二）に北家六代高祐の次女として生まれたつう、（津鶴・津宇）の出生の史料を見てみよう。⁶
大きく分けて、つうの入家とお宮参りについて、同苗への報告及び関係者からの祝儀リストと、世話をかけた奉公人たちへの祝儀リストから成る（関係者からの祝儀リストは省略）。

九月廿八日

一、御津宇様御入家御弘御祝儀之事

一、御上御祝被遊候事

家内繪焼物ニ而祝候事

但御出入方之分者御時節柄之儀ニ御座候得ハ御招被遊候事御止め、尤上物も無用ニ致、御祝儀御目録御看代被下候事
一、祇園社御代参之事 御初穂銀式匁

一、九月廿八日御入家御弘メ御同苗様方并店々元方廻文出候事

廻文之写

八郎右衛門様御息女御津宇様御儀、来ル廿八日就吉辰御本宅へ御入家被遊候御積リニ御座候

一、就右御同苗様奥様方御祝物之儀者前々年御改被遊候通り御座候、御歛之儀者来十月朔日被遊御請度御旨ニ御座候
但奥様方御歛ニ御出被遊候儀ニ及不申候、御祝使被進候ハ、右同様と御心得被遊候

一、店々并当役人隠居家督之銘々より御祝物之儀者無用、御歛之儀者来ル十月朔日参上御祝詞可被申上候
右之通御申上可被成候以上

九月廿六日

元方

三井家の「家事奉公人」(安田)

御宅々

本店

兩替店

連店へも御申達シ可被成候

御祝儀被下物

一、御肴代
金三百疋
上ケ物なし

御出入手代
柴垣権兵衛
竹内仁兵衛
(以下二名省略)

一、御肴代銀五兩
上ケ物なし

茶之間出入
伏木とし
(以下五名省略)

一、御祝儀金貳百疋宛
上ケ物鯉節一連

(台所名前役)
山口幸兵衛
(同)
脇野専右衛門
(同)
奥山丈右衛門

一、同 金百疋宛

上ケ物なし

(平手代)
田中藤七
(同)
西田善七
(同)
柘植定五郎

一、同 銀三兩宛

上ケ物なし

(同)
西村嘉兵衛
(同)
音井七兵衛

一、同 銀壺両宛

子供

熊次郎

与吉

津吉

一、同 金百疋宛

上ケ物なし

(茶之間頭)

りく

みや

(七代高就の乳母、当時茶之間)

一、同 銀三両

やそ

幼様御入之節御迎ニ参り候ニ付別ニ銀壺両

一、同 銀貳両宛

しん

なり

はく

一、同 南鐐一片宛

いりか

わ

一、同 銀壺両

みよ

一、同 銀三匁

くめ

一、同 南鐐壹片

部屋男

新兵衛

一、同 銀壺両

定助

一、同 銀三匁宛 十助(以下五名省略)

出入親方

一、同 銀三匁宛 与兵衛(以下三名省略)

↗

一、同 鳥目三貫文 同男分 藤兵衛(以下十一名省略)

↗

↗ 一、鳥目貳百文宛 番人兩人江

一、黒加賀御小袖 寺井庄右衛門

御紋附
金貳千疋

幼様御出生迄引請万端御世話致候二付、御挨拶旁御祝儀
一、八丈嶋壱反 同 妻

一、両面はおり 同伴五兵衛

一、金百疋 同 喜三郎

一、銀貳両 下女

↗ (中略、出産に関わった医師、町内等への祝儀)

十月十日 天社日

一、御津宇様御儀今日就吉辰御宮参

但万端御手軽ク被遊候ニ付姉小路高松明神社江御参詣被遊候事

御供 脇野専右衛門

(台所名前役)
(七代高就の乳母、当時茶之間)
みや

(後略)

つうは本妻の子ではなく別腹(妾の子)であるため、生まれてから幾日が経っているかは不明だが、九月二十八日に三井の「家」に入家した。翻刻の史料では下女のひさが「幼様御入之節御迎ニ参り候」とあることから、妾は「家」以外の場所で作産している。妾の名やその後についてはよくわからないが、寺井庄右衛門一家が妾の産の世話をしていることから、寺井宅でつうが生まれた可能性が高い。一つ書き二つ目を見ると、祝儀は内々で済ませたようである。元方からの廻文によると、一〇月一日に関係各位の御歡(お祝い)を受けたいとしている。しかし「但奥様方御歡ニ御出被遊候儀ニ及不申候」と同苗の女性の訪問を断っている。これは別腹であるという事が影響していると思われる。

つうのお宮参りの際、台所名前役の脇野と下女みやが付き添っている。みやは七代高就の乳母として天明七年から雇われ、当時は茶之間へ転向しており、この翌年享和三年願により首尾能暇となっている。暇後は出入下女として度々史料に登場している。

次に、文化二年(一八〇五)に北家七代高就の長女として生まれた涌の出生の史料を見てみよう。

一、文化二乙丑年四月四日昼過る御産前御催有之、早速加川御氏へ使ヲ以申遣候処、八ツ時頃御出御様子御覽之上弥御産ニ

相定、とりわけ田中安芸呼遣し候、高階主斗老様八ツ半時御見舞、無程安芸見得申候事

一、四日七ツ時御安産御女子様御出生、御二方様共御機嫌能被遊御座候事

一、良齋新町様へ為御知申上候事

一、御宅々へ廻文左之通

廻文

御列様御儀今日七ツ時御安産御女子御出生有之候、此段御心得迄早々得御意候様被仰付如斯御座候、以上

四月四日 油小路 幸兵衛

専右衛門

丈右衛門

六角 新町 竹屋町

南 出水 小川

家原 室町 樵木町

右御台所中

本店

両替店

連店へも御申達可被下候

元方

一、御出入方へ為知廻文左之通

廻文

御列様御儀昨四日七ツ時御安産、御女子様御出生ニ被遊候、右為御知如斯御座候以上

四月五日 台所三人

(出入手代)
安藤忠兵衛様 (同上) 細田平兵衛様 (以下八名省略)

尚々御歎之義者御七夜迄之内御勝手御出可被成候、以上

口上

若奥様御儀昨四日七ツ時御安産、御女子様御出生被遊候此段御しらせ申入候以上

四月五日

(茶之間頭)
りく

おみや殿 おとし殿

おみか殿 おその殿

おのふ殿

尚々御歎之儀者御七夜迄之内ニ御勝手ニ御出被成候

一、元方之廻文之写左之通

廻文

御列様御儀御安産御座候所御女子様御出生、御両方様共益御機嫌克御肥立被遊候、来ル十日御七夜御祝儀御内祝御整被遊候御積り御座候

一、御同苗様方奥様方御祝物之儀者前々未ノ年御改被遊候通ニ御座候、御歎之儀者来ル十日十一日両日之内御勝手次第ニ御請被遊度御旨ニ御座候

一、店々并当役隠居家督之銘々御祝物者無用、御歎之儀者来ル十日十一日両日之内ニ参上御祝詞可被申上候

右之通御申上可被成候、以上

四月七日 元方

六角 新町 竹屋町

南 出水 小川

家原 室町 樵木町

右御台所中

本店

兩替店

連店へも御達し可被成候

(中略、元方から各家へ「涌^{わく}」という名前を披露)

(五月二一日宮参り、後に列の実家新町家へ寄る、以下その際の心付)

御夜伽申上候御心付

一、金五百疋

若奥様御乳母

(列の元乳母)
その

ズ

廿五日分

一、同式百疋

若旦那様御乳母

(高就の元乳母)
みや

是者御産前々御雇ニテ上り居申候御心付者追而被下候、此度者御七夜御宮参り之御祝儀斗被下

ズ

候事

一、同百疋

のふ 五日分

一、同百疋

新町茶之間 まさ 四日分

一、同百疋

りさ 四日分

以上

家内銘々へ祝儀

一、金三百疋ツ、

(台所名前役) 山口幸兵衛
(台所名前役) 脇野専右衛門
(台所名前役) 奥山丈右衛門

一、金貳百疋ツ、

(平手代) 西田善七
(平手代) 柘植定五郎
(平手代) 西村嘉兵衛
(平手代) 乙井七兵衛

一、銀壺両ツ、

子供 熊次郎 (以下三名省略)

一、金五百疋
別段金百疋

茶之間
りく

三井家の「家事奉公人」(安田)

- 一、同三百疋 八十
- 一、金百疋ツ、 なり
せよ
- 一、同式百疋ツ、 若奥様付
ゆき
- 一、南鐮三片 いわ
別段南鐮壹片
- 一、同三片 かね
- 一、銀壹両 きさ
是者御産後ニ出勤致しゆへ
- 一、同壹両 半女 くめ
別段南鐮壹片 御産ニ付て事多有之如此
- 一、南鐮壹片 部屋 久助(男頭)
- 一、銀壹両ツ、 嘉助(以下四名省略)
- 一、同式匁 権助
御産後ニ出勤致候
- 以上

一、同壱両

出入小兵衛妻 きし

是者御乳母之儀ニ付彼是心配致候、仍而如此被下候、尤御雇入外御心付也

ス

(後略)

ここでは「入家」という単語は出てこない。列が本妻であり、涌が「家」で生まれたためである。先ほどのつうの出生の時は同苗の女性の訪問を断っていたが、ここではそのような文言は見あたらない。涌が本妻の子であるが故と考えられる。

つうの時に比べて奉公人への祝儀は増えている⁽⁹⁾。女性奉公人の祝儀額は格段に増えており、特に茶之間頭り、くの祝儀額は台所名前役よりも多い。出産の場が「家」であったため、下女達が大いに活躍したことがうかがえる。

これらの史料からは、同苗の出生・出産といった特別な行事・儀式に際し、「家」内部の情報伝達経路が判明する。涌出生の四日、まず同苗の「家」や「店」には、台所名前役の連名で元方へ連絡が行く。これを受けて元方から各「家」の台所名前役と「店」に七日付で廻文が出される。尚、列の生家新町家へはこれとは別に北家の台所名前役から連絡をしている。涌出生の翌日に台所名前役から北家の元手代である出入手代の元に連絡が行き、「御歎之義者御七夜迄之内御勝手御参可被成」と伝えられる。元下女(元乳母・元茶之間)へも同様の連絡が行くが、差出しは茶之間頭からである。

ここでは当主である三井同苗の名が全く出てこない。「家」の奉公人が全て取り仕切っており、一連の儀式が「家」の奉公人によって担われていることがわかる。

また、四日に生まれた涌に対する同苗の「家」や「店」の者の「御歎」が一〇日と二一日なのに対し、「家」の元奉公人達は「御七夜之内」と先であり、「家」の奉公人との親密さが際だっている。

「文化五年戊辰九月長四郎様御出生御祝儀之留¹⁰」では、茶之間出入と同格の扱いで、台所名前役である山口幸兵衛の妻みさと脇野専右衛門の妻りさに祝儀が支払われている。この様に、台所名前役の妻が「家」に手伝いに来ている例が見られる¹¹。これは後述の同苗婚儀でも同様である。台所名前役は家族ぐるみで三井家と親密な関係にあることが分かる。

(三) 婚姻

同苗女子の結婚(嫁に出す)か、同苗男子の結婚(嫁を迎える)かで、「家」の奉公人の役割は丁度逆になる。

まず、同苗女子の結婚について見てみよう。この場合、他家から結婚を申し込まれて、それを承諾することになる。

嫁入り先が三井同苗か、全くの他家かによって、この申し込み段階から結納までの同苗・台所名前役の応対が変化する。

つう、(六代高祐次女)は文化一四年(一一一七)に竹屋町家に嫁入りした¹²。まず、つうを妻に申し請けたいという旨

が竹屋町家側より「二月廿四日元を以右之趣被仰進候所御承知被遊御大慶之御旨御返答被仰進候、依之三月六日就吉辰御結納被遊御到来候事」となった。ここででてくる「元を」が「店」の元を指すのか、「元方」の書き損じなのかよく分からないが、三井家内部のみで話が進んでいることは確かである。

酉(六代高祐養女)は享和元年(一一八〇)に那波九郎左衛門に嫁入りした¹³。まず、仲人となる中山玄柳が来家し、口上を述べた。その内容は、那波家の手代が中山の元を訪れ、北家の息女(酉)を妻に申し請けたいので、仲を取り持つてもらえないか、というものである。中山の応対したのは山口幸兵衛(北家台所名前役筆頭、奉公人番号1)である。七月二日に、元方寄合が開かれ、那波家の申し出を受けることを決めた¹⁴。七月八日、山口幸兵衛が中山玄柳の元を

訪れ、同苗相談の結果那波家の申し出を承知する旨を伝えた。中山はすぐに那波家の手代に報告へ行き、翌日北家へ入来し縁談がまとまる。九月四日、山中が入来、結納が九月一四日に決定された。しかし当時三井家は喪中であり一四日では不具合が生じたため、結納は一九日に変更された。

涌（七代高就長女）は文政五年に柏原孫左衛門に嫁入りした¹⁵。柏原家側から、三井家と縁のある那波家に手代が遣わされ、涌を嫁にもらいたので仲を取り持つよう頼んだ。那波家から三井北家に手代が遣わされて前述の内容が伝えられた。当時北家当主である高就は不在であり、応対したのは台所名前役である。二月一六日に結納が行われた。

以上三例の結納までを見ると、嫁入り先が三井同苗以外の場合、台所名前役が「家」の公式な窓口として応対にあたっていることがわかる。結納前に、三井家関係各位に婚約が発表される。情報伝達経路は同苗の出生等の時と同じで、台所名前役↓元方↓各家の台所名前役と「店」、台所名前役↓出入手代、茶之間頭↓元下女、である。婚礼の日の発表も同様である。

その後は三例とも同じである。結納の品が婚家側の使者（手代、同苗の場合台所名前役）とお供（下男）によって運ばれ、使者の口上を受ける。「家」では使者をもてなし、翌日婚家へ台所名前役が結納の挨拶へ行く。

結納後の婚礼については、婚礼の日までの日数はそれぞれ違うが、酉を例にあげる。

一二月二一日夜に酉の花嫁道具を運び入れた。使者は麻上下を着た脇野専右衛門（北家台所名前役次座）であり、荷物持ち（下男）を含め計一六人の行列である。那波家では脇野の口上を受けたのち、これらをもてなした。史料にはこの際の那波家の献立まで詳細に記録してある。

翌二二日婚礼当日、家内でのお祝いの後、酉から九郎左衛門始め那波家の家族、その「家」の奉公人へ土産と祝儀を送り、この使者は山口幸兵衛であった。尚、茶之間頭のりくは介添の役を担い、酉より先に那波家に行き昨夜運んだ花

嫁道具の整理をしている。その後西が那波家へ行くに際し、お供をしたのが奥山丈右衛門(北家台所名前役次座、奉公人番号10)と御付人のふ・みつ、駕籠を担ぐ者二名と下男一名であった。

翌々日、九郎左衛門の聳入と続く。麻上下を着た台所名前役三名が表玄関まで出迎え、聳入の儀式を行った。史料には「家」の手代の名前の上に熨斗・盃・加・引出物・干鯛・配膳方・家具方などと記載されている。おそらく儀式の配置・配役と考えられる。この後九郎左衛門は奥へ案内され、先ほどと同様の儀式を行った。今度の配置・配膳は「家」の下女(おそらく黒齒)と台所名前役の妻という、女性ばかりである。この聳入の際、九郎左衛門から「家」の奉公人達へ土産・祝儀が出されている。

結納後、婚礼の儀式に関しても、台所名前役を中心に進められていることがわかる。那波九郎左衛門が北家に聳入に来た際、実際に儀式の場で進行するのは「家」の奉公人である。またここでは「家」内部で、表は男性奉公人が担い、奥は女性奉公人が担うという、性別による職務・空間の区分がはっきりと示されている。

次に、同苗男子の結婚について見てみよう。近世中後期の北家の男子、五代高清・六代高祐・七代高就・八代高福・九代高朗は全員、継室も含めて三井同苗から妻を迎えている。よって先ほどのつうと同じく、三井内部で結婚の話が進んでいる。

基本的な婚礼の儀式は先ほどの西の時と立場を入れ替えたものである。

八代高福は天保一五年、新町家の養女津尾を継室に迎えた¹⁶⁾。守川嘉四郎(北家台所名前役筆頭、奉公人番号16)が新町家へ赴き、翌日家城良助(新町家台所名前筆頭、奉公人番号43)が結納の挨拶に来た。婚礼の前日、家城を使者として津尾の花嫁道具が届き、北家では使者達をもてなした。婚礼当日、津尾から北家の家族、奉公人、手伝い来ている台

所名前役の妻、出入手代、茶之間出入へ土産・祝儀が贈られた。

九代高朗は安政六年（二八五九）、六角家の喜曾を妻に迎えた。⁽¹⁷⁾ 婚礼本体の儀式の場が三井家内部になり、麻田左兵衛（北家台所名前役筆頭）が使者として六角家へ赴き、口上を述べた。結納が無事済むと家内で祝い、「家」の奉公人に祝儀が出されている。

「家」の儀式の場を整え、「家」に新しく女性を迎えられるために、特に女性奉公人が多く関わっている。婚礼の儀式の場は「奥座敷」と記され、儀式の配置・配膳の役は下女達が担っている。一連の婚礼儀式での役割が増える分、出される祝儀額は多くなっている。

（四）葬儀

透玄院（北家五代高清）の葬儀の記録⁽¹⁸⁾（享和二年）を見ると、葬儀を北家の手代と出入手代だけではなく、他の本家・連家の手代、更に他の本家・連家の出入手代が協力して運営している。同苗の死去、喪の期間・内容、葬儀日程などの情報伝達経路は前述の通りである。今回唯一、三井八郎右衛門（北家六代高祐）の名前で、菩提寺真如堂へ高清の訃報を伝えている。しかしその後真如堂側とやりとりをしているのは台所名前役である。

服忌に関して、元方から左の様な指示が出ている。⁽¹⁹⁾

廻文

（中略）

一、店々惣手代月代之儀者二七日遠慮可被致候

但別宅之妻髪結申義も同前二相心得可被申候

一、当役并ニ隠居家督之銘々慎中編笠着可被申候、尤編笠銘々用意可被申候
一、御宅々手代月代左之通

四条油小路家内之者月忌迄、尤下男者勝手ニより見苦敷無之様可致候
新町竹屋町御宅手代者三七日まで

右之外御宅々手代二七日迄、尤下男者勝手ニより見苦敷無之様可致候

(後略)

「店」の手代より北家(油小路)と北家別邸(四条)の「家」の手代の方が喪の期間が長い。「家」の手代と同苗の密接さがここからもうかがうことができる。一方下男は喪に服さないようである。下男は「家」にとってあくまで補助的な存在、という意味であろうか。

また、三井家の儀式の中で最も規模が大きいものは葬儀である。そして最も準備期間がないのも葬儀である。右の葬儀では比較的内輪のみでの出棺の日に三百人分の料理の支度をしている。つまり葬儀関係者が少なくとも三百人はいるということである。勿論大半は参列者であるが、儀式の規模が大きければ当然儀式を進行する側の人数も多い。準備期間が数日で、儀式への参加者も儀式の進行者も多くなると、儀式の統括責任者である台所名前役筆頭の力量がまさに問われているわけである。

(1) 「油小路定五郎一件」(三井文庫所蔵史料 統二三九九二)。

(2) つまり、被害者が三井の人間であると特定され、もし犯人が捕まった際に当主である八郎右衛門が奉行所に呼び出されることを懸念しているようである。

(3) 史料を読む限り、町方の付添人だけでなく、本来雇い主である八郎右衛門も裁許の場へ行かなければならないようである。しかし八郎右衛門本人に関する裁許では無く、家の格を考慮に入れ、名代のみ付き添うことが許された、ということのようにある。

(4) 「南御定彦蔵一件」(三井文庫所蔵史料 統一四三五―三)。

(5) 「新町御宅ニ相勤御暇出候岩井他三郎一件書留」(三井文庫所蔵史料 統一四二四―一)。

(6) 「享和二年戊九月廿八日御津宇様御入家御弘御祝儀扣」(三井文庫所蔵史料 北九〇―一二)。

(7) 「文化二年乙丑四月四日ヨリ御列様御安産御涌様御出生御祝儀一卷扣」(三井文庫所蔵史料 北九〇―二二)。

(8) 産婆と思われる。

(9) つうの様に女兒ではなく、別腹の男児であっても同様である。入家する子の性別ではなく、「家」で生まれたか否か(本妻の子か妾の子か)で貢献度合が変わるため、祝儀額が変わっている。

(10) 三井文庫所蔵史料 北九〇五―一。長四郎は七代高就の長男であり、後北家の八代目を継いだ高福の幼名である。

(11) 茶之間頭りくから茶之間出入に宛てた廻文に記載された名は「とし・みや・その・せい・えん」の五名だが、祝儀の欄にはこの五名以外にやそ・へんの二名が含まれる。祝儀を受けた者は必ずしも廻文に名があるとは限らない。そう考えると、みさ・りさ両名が元茶之間である可能性がある。みさ・りさ両名が「家」の奉公人内部で結婚していた場合が考えられるからである。そうすると、同苗出生の際に手伝った理由が「台所名前役の妻のため」だけでなく、「茶之間出入のため」ということになる。とはいえ、元茶之間で、なおかつ台所名前役の妻であれば、信用・信頼の度合いは更に増すはずである。台所名前役が家族ぐるみで三井家と親密な関係にあると言えよう。

(12) 「文化十四丑年三月御結納御祝儀之控」(三井文庫所蔵史料 北九〇―一三)、「文化十四丑年三月御津宇様御祝儀一卷之控」(同 北九〇―一四)。

(13) 「享和元辛酉於酉婚禮一卷控」(三井文庫所蔵史料 北八九六―二)、「御西様御婚禮御祝儀之控」(同 北八九六―三)。

(14) 尚、後述の涌の場合、元方寄合についての記載は無い。西の場合が丁度喪中という特殊な状態にあったため、縁談を受けるか喪が明けるまで保留するか相談が行われたようである。

(15) 「文政五年壬午年二月御涌様江柏原孫左衛門様より御結納御祝儀之控」、同婚礼祝儀関係史料(三井文庫所蔵史料 北九三一一〜四)。

(16) 「天保十五辰年七月御津尾様御入家御婚礼祝儀之控」(同右 北九二六一)。

(17) 「安政六年未四月次郎右衛門様御喜曾様御婚礼一卷」(三井文庫所蔵史料 北九二八一)。

(18) 「享和二年壬戌三月透玄院御葬式控并御法事附」(三井文庫所蔵史料 北九四七)、「享和二年壬戌三月透玄院様御中陰之控」(三井文庫所蔵史料 北九四八)など。

(19) 前掲(18)に同じ。

(20) この二家の喪の期間が長いのは、今回の葬儀に特に協力をしていることと関係があると思われる。

3 家事奉公人の位置づけ

前述のように、裁判などの突然起こる事態や三井同苗の出生、冠婚葬祭では、同苗は儀式の主体や参加者ではあるが、進行役は「家」の奉公人である。男性・女性家事奉公人がそれぞれ役割を分担し、協力して儀式を進行している。どちらかが欠けても儀式は成り立たない。「家」の奉公人を検討するにあたっては、性別によって片方だけを見るのではなく、男女両方の奉公人に目を向けねばならない、と言えよう。

滞りなく行事・儀式を進行し、緊急の際に最善の判断を下すために欠かせないのは、実務経験である。しかし冠婚葬祭などの儀式は毎年定期的に行われず、経験を積むことは容易ではない。そういった簡単には得難い経験と能力には価値がある。それ故三井家では、実務経験のある高齢の奉公人の立場が強かったのではないだろうか。再勤者やへ中年

者〉が多いのは、奉公人側の都合で奉公や退職を決めることができるためではないか。再勤者や〈中年者〉の昇級に格差がないのは、継続勤務者と儀式経験や能力に差がないためと考えられる。勤務開始と同時に台所名前役を勤められる者がいたのも、儀式の経験と進行能力を三井家側が認めていた証拠と言えよう。

「家」の奉公人の特徴の最たるものは、このような儀式の進行能力にある。年を取ればその分、犯罪や裁許などの不測の事態や冠婚葬祭の儀式を経験している可能性が高くなる。故に、高齢であることに価値が生まれる。そして、経験の乏しい者を「家」内部で昇進させるよりも、他の「家」で特別の役割の実務経験者を異動させるのではないだろうか。女性の家事奉公人に関しても、高齢であることには大きな意味がある。年齢が高くベテランの下女が多いということは、「家」での家事の安定を意味する。そして同時に、若手（白歯）の行儀作法や家事見習いの模範・指導者の質の高さをも意味する。「三井家ならば娘をしっかりしつけてもらえろ」という外部の評価は、そのまま三井家の家格にも反映する。高齢の下女は三井家の内にも外にも大きな影響を与えていたと言えるのではないだろうか。

4 家事奉公人採用の権限

安岡氏は「家事奉公人の退職手当」^①の中で、幕末と明治初期の大元方と「家」の奉公人を比べて、「各家の使用人に対する退職銀の支払状況から見た幕末における大元方の三井各家に対する統制よりも、明治七年の方が統制が強化されているようだ」と言っている。では、実際江戸期の「家」の権限はどうだったのか。家事奉公人の採用・人事と三年祝儀の点から見てみたい。

まず、手代・子者の採用に関して、基本的に「家」内部で完結していたと考えられる。「家」の奉公人の奉公人請状は「家」に対して提出する。新町家の半季奉公人請状をみても、宛先は「家」の主人であり、その名代である台所名前

役である。手代・下男・下女の採用権は「家」側にある。⁽²⁾

合力銀願は「家」の主人・名代の台所名前役から大元方に宛てて提出する。三年祝儀に関しては、大元方・京本店・京両替店の経営幹部立会いの上で支給・凍結が決定されている。ここから、合力銀・祝儀など家産にも関わる役料に関しては大元方に決定権があると言える。しかし、同苗借財の際、同苗の中には隠居を命じられている者がいるのに対し、台所名前役の連座は祝儀凍結であり、罷免ではない。後任の台所名前役指名に関しても「家」側で決定し、大元方へは事後報告の形をとっている。⁽³⁾ここから、「家」の手代の人事権は「家」側にある、と言えよう。一方、明治七年の「宅々台所役人改正規則」⁽⁴⁾によると、台所名前役の任命権が大元方に移行している。

「家」内での手代の役割や、「家」の賄料のやりくりなどに関して、逐一大元方から指示が出ていたとは考えにくい。そもそも「家」の雑務を任せるために「家」の手代が存在するからである。

江戸期の「家」の奉公人に関する事項では、後の明治期と比べて「家」の主人とその名代である各家の台所名前役の権限が大きかったと言えよう。

(1) 『近世商家の経営理念・制度・雇用』第六章。

(2) 明治七年の「宅々台所役人改正規則」(三井文庫所蔵史料北六二一五)によると、「手代子供下女男二至る迄、召抱候節者身元とくと相糺シ、目見得為致候上取極メ可申候事」とある。採用権は江戸期も明治初期も同様に「家」にあった。尚、「宅々台所役人改正規則」は北家以外に、新町家(新八〇八一)や出水家(小石川六九一三)にも同文の文書が残っている。

(3) 「書付(本條伊兵衛合力銀願)」(三井文庫所蔵史料 続二二〇三二一九)によると、本條の台所名前跡役は脇野藤七にする旨記載している。

(4) 『近世商家の経営理念・制度・雇用』第六章「家事奉公人の退職手当」に翻刻掲載。

(5) 大元方から指示があったとしても、最終的な決算報告程度と考えられる。明治七年の「宅々台所役人改正規則」（三井文庫所蔵史料北六二一五）には、賄料に不足が出ても大元方は出金しないので失費のないように節約せよ、宅々台所入払の勘定目録は春季（二月三〇日限）と秋季（七月三〇日限）大元方へ差し出すように、との記載がある。

おわりに

本稿では、限られた史料からではあるが、三井家を中心に「家」の奉公人について検討した⁽¹⁾。

男性奉公人については、「店」と比べ出自や能力で何ら劣らず、その特徴は冠婚葬祭などの儀式・儀礼の知識と経験、進行能力が高く評価されている点である。格式の高い儀式・儀礼は三井家が平民貴族と言われる、いわば「証」ともなり、その部分を担っているのが「家」の奉公人である。退職金の名称が合力銀⁽²⁾であるからと言って、安岡氏⁽³⁾のように「店」より劣る、平手代なみの処遇とみなすべきではない。

「家」の奉公人は、信頼の厚い者ならば奉公人側の都合に合わせて雇用される。「店」の奉公人では、子供からの継続勤務者しか出世が望めない。しかし「家」の奉公人では、再雇用者が多く、途中退役・再雇用などによる昇級の差がない。病気に罹る者も比較的少なく、働きやすい環境にあったと言える。

女性奉公人、特に筆頭の茶之間頭については、三井家内部での地位が高い。公の書類（宗門人別帳）では下男に相当する下女と記載されるが、内部では台所名前役に相当する。宗門人別帳でも、その他の史料でも、序列では下男より下女が上である。

手代、下女共に京都の商家出身者が多い。彼らが奉公の後に得たものは、渡世のための金だけでなく、上層町人の行

儀作法や儀式進行、そして何よりも三井家との縁、深い繋がりである。

本稿の冒頭で、「家」の奉公人とは、「店」の経営に関して目に見える影響はわからないにせよ、商家に与えている影響は大きいのではないかと述べた。今回の三井家の検討では、「家」の男性・女性奉公人が協力しながら様々な役割を担っていることを明らかにした。それを通じて「店」と「家」に与える影響力を示すことができたと思う。

そしてまた、「家」の奉公人が現代の三井家研究に与える影響も大きい。なぜなら、本稿で検討した史料はほぼすべて、「家」の奉公人の視点による記録であり、彼らの手によって記録・保管がなされ、現代に伝わっているからである。「家」の奉公人が三井家の外部、町や寺社などに与える影響力については、日常の役割としての若干の記載と、裁許や葬儀の際に実際に先方と連絡を取っている例など、その一端を垣間見ただけで、本稿ではあまり取り上げることができなかつた。今後の検討課題としたい。

(1) 吉田伸之「巨大城下町―江戸」(『岩波講座日本通史』15巻、近世5(一九九五年))によると、三井越後屋は近世の(但し江戸限定)商家の中で「超大店」に位置づけられる。吉田氏は嘉永七年の御用金額が一〇〇〇両以上を仮に「超大店」としている。本稿の考察をふまえ、「超大店」の条件に、「店」と「家」が家計を別とするために不可欠な「家」専門の男性奉公人を有する」を加えたい。

(2) 「店」の重役に支払われる退職銀の名称は「望姓銀」である。

(3) 安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用2』第八章「家事奉公人の退職手当」。

e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	備考
年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	
—	—	—	—	—	—	34				
—	—	—	—	—	—	33				
—	—	—	—	—	—	27				
—	—	—	—	—	—		24 ?	28	29	
—	—	—	—	—	—	—	—	28		
—	—	—	—	—	—	—	—	52		
—	—	—	—	—	—	—	—	29		
	5	5	5		6	6		5		
	36.4	33.2	33.2		31.3	33.3		32.2		

人別帳」(北76-1) [文久3 (1863)年8月], d「宗門人別」(北76-2) [元治1 (1864)年8月], e「人別帳」(北76-3) [慶応2 (1866)年(北76-6) [慶応4 (1868)年8月], i「戸籍下書」(北76-7) [明治1 (1868)年11月], j「戸籍下書」(北1271-4) [明治1 (1868)年12月], [明治3 (1870)年10月], n「奉公人名録」(北76-11) [明治4 (1871)年9月]
 場合は「—」で表し、不明の場合は空欄としている。尚、はじめ子者の欄に記載されていた者が数年後手代として記載されている可

					史料名			
名前	出身地	親(兄・親類)	雇入年, 年齢	子飼い/中年	a 年齢	b 年齢	c 年齢	d 年齢
藤助	山城	赤尾屋藤蔵(兄)			—	—	—	—
嘉助	丹波	丸屋忠蔵			—	—	—	—
久助	山城	萬屋惣四郎			—	—	—	—
(中山)吉平	加賀	百姓長兵衛	明治2(1869)年9月, 27歳		—	—	—	—
(久保田)専助	山城	久保田助右衛門	明治3(1870)年3月, 28歳		—	—	—	—
(服部)儀兵衛	山城	服部善兵衛	明治3(1870)年9月, 52歳		—	—	—	—
(矢嶋)作助	美濃	矢嶋権平	明治3(1870)年9月, 29歳		—	—	—	—
人数					6	7	9	4
平均年齢					32.1	31.5	25.7	27

出所) a「宗門人別帳」(北1271-1) [嘉永7=安政1(1854)年閏7月], b「宗門差出之控」(北1271-2) [文久2(1862)年], c「宗門4月19日」, f「宗門人別」(北76-4) [慶応2(1866)年8月], g「人別帳」(北76-5) [慶応4(1868)年3月], h「宗門人別帳」
k「戸籍下書」(北76-8) [明治3(1870)年1月], l「表人別帳」(北76-9) [明治3(1870)年1月], m「奉公人名録」(北76-10)
注) 付表は記載の宗門人別帳などから北家の家事奉公人を抽出したものである。数値は年齢を表す。不在(奉公前・退職後)が確実な可能性がある。確実な場合は括弧で示してあるが、改名などで判別がつかない場合は史料記載のとおり抽出した。

名前	出身地	親（兄・親類）	雇入年，年齢	史料名 子飼い／中年	a	b	c	d
					年齢	年齢	年齢	年齢
きさ	山城	美濃屋清七			—	—	—	—
よね	山城	大文字屋武兵衛			—	—	—	—
ふし	山城				—	—	—	—
ゑみ	山城	美濃屋藤郎	明治1(1868)年9月，18歳		—	—	—	—
(上田)きさ	近江	百姓庄次郎	明治1(1868)年9月，19歳		—	—	—	—
(岡本)ふし	丹波	庄屋儀兵衛	明治1(1868)年9月，24歳		—	—	—	—
ふし	丹波		明治2(1869)年3月，25歳					
みね	山城		明治2(1869)年3月，13歳					
よね	山城	俵屋彦四郎	(慶応4(1868)年3月，16歳?)		—	—	—	—
はる	山城	大阪屋佐兵衛			—	—	—	—
(山中)いま	山城	山中亀太郎叔母	明治3(1870)年9月，43歳		—	—	—	—
(増田)かつ	山城	増田新作	明治3(1870)年9月，41歳		—	—	—	—
(矢西)やす	近江	矢西甚兵衛	明治3(1870)年3月，21歳		—	—	—	—
(勝山)みと	山城	勝山市郎兵衛	明治2(1869)年9月，17歳		—	—	—	—
平均年齢					14 30.3	12 24.8	14 25.7	10 26.4

付表1-4 三井北家の家事奉公人（下男）

名前	出身地	親（兄・親類）	雇入年，年齢	史料名 子飼い／中年	a	b	c	d
					年齢	年齢	年齢	年齢
喜助	加賀				38			
六助	近江				39			
儀助	山城				37			
定平	丹波				33			
弥助	加賀				24			
定助	丹波				22			
儀兵衛	山城				—	45		
幸助	丹波				—	30	31	32
又助	越中				—	40		
半助	但馬				—	28	29	—
喜助	越中				—	24	25	26
岩助	丹後				—	—	19	—
七助	加賀				—	—	21	—
六助	能登				—	—	28	—
万助	但馬				—	—	31	—
吉助	加賀	百姓弥左衛門	元治1(1864)年3月，29歳		—	—	28?	29
定助	山城				—	—	20?	21
定助	近江				—	30		
市助	但馬				—	24		
庄兵衛	越前	百姓伝助			—	—	—	—
六助	阿波	坂野郡江戸屋亀次郎			—	—	—	—
市助	山城	萬屋久兵衛			—	—	—	—
定助	近江				—	—	—	—
庄兵衛	越前				—	—	—	—
市助	山城	平野屋利七	元治1(1864)年9月，57歳		—	—	—	—
六助	阿波				—	—	—	—
専助	山城	山形屋竹次郎	慶応3(1867)年1月，23歳		—	—	—	—
嘉助	能登	百姓佐助			—	—	—	—
六平	越前	百姓多右衛門	慶応3(1867)年8月，21歳		—	—	—	—
万助	淡路	松屋吉蔵	明治1(1868)年9月，24歳		—	—	—	—
吉平	越中				—	—	—	—
又助	近江		明治2(1869)年3月，?		—	—	—	—
六助	伊予	小幡屋利兵衛	明治2(1869)年3月，20歳		—	—	—	—
仙助	山城	河内屋伊三吉			—	—	—	—

名前	出身地	親（兄・親類）	雇入年，年齢	史料名 子飼い／中年	a	b	c	d
					年齢	年齢	年齢	年齢
半三郎	山城	山城屋半七		子飼い	—	—	—	—
(河瀬)友次郎	山城	越前屋勘兵衛	明治2(1869)年8月，13歳	子飼い	—	—	—	—
(吉岡)定吉	山城	越後屋太助・吉兵衛	明治2(1869)年6月，13歳	子飼い	—	—	—	—
(辻)仙吉	山城	田原や新右衛門	明治2(1869)年9月，13歳	子飼い	—	—	—	—
(守川)初太郎	山城		明治3(1870)年9月，12歳	子飼い				
人数					6	5	6	4(5)
平均年齢					13.8	13.4	14.1	14.7

付表1－3 三井北家の家事奉公人（下女）

名前	出身地	親（兄・親類）	雇入年，年齢	史料名 子飼い／中年	a	b	c	d
					年齢	年齢	年齢	年齢
まち	山城				54		—	—
せつ	丹波				41			
きし	東江州				29			
やゑ	西江州				32			
みね	城州浜				23			
しか	山城				33			
のふ	山城				37			
とも	山城				16			
きわ	山城				33			
あい	山城				30			
やを	山城				17			
きさ	西江州				24			
すて	丹波				26			
この	山城				35			
みな	山城	山城屋半七			—	27	28	29
その	山城				—	29	30	31
あさ	山城				—	17	18	19
やす	山城				—	30		
みか	近江				—	26	27	—
かう	山城				—	18	19	20
たけ	山城				—	19	20	21
さと	山城				—	27		
よね	山城				—	18	19	20
まつ	山城				—	—	50	51
いと	山城				—	—	23	24
みと					—	—	31	—
まさ	近江				—	—	18	—
むめ	山城				—	17		
たき	近江				—	—	20	—
きさ	山城				—	23	24	25
よし	美濃				—	—	34	—
よし	近江				—	37(27)		
よし	近江				—	—	—	24
なを	山城	越前屋次兵衛	慶応2(1866)年1月，45歳		—	—	—	—
ひさ	山城				—	—	—	—
すゑ	山城				—	—	—	—
はる	山城				—	—	—	—
もと	山城				—	—	—	—
みね	山城	越後屋甚三郎			—	—	—	—
きさ	山城				—	—	—	—
よし	近江				—	—	—	—
ふさ	山城	越後屋六兵衛	慶応3(1867)年3月，16歳		—	—	—	—
ふみ	山城	菱屋卯左衛門	慶応3(1867)年9月，25歳		—	—	—	—

付表 1-1 三井北家の家事奉公人（手代）

名前	出身地	親（兄・親類）	雇入年，年齢	史料名				
				子飼い／中年	a 年齢	b 年齢	c 年齢	d 年齢
勝三郎	山城				31			
直十郎	山城				33			
勝次郎	山城				36			
次三郎	山城				31			
与市	山城			中年	—	44	45	46
(三木)安三郎	山城	芳屋栄兵衛・与兵衛	弘化 3 (1846)年 4 月，12 歳	子飼い	20	28	29	30
善太郎	近江				18			
為七	近江					26	27	28
由五郎	山城				19	27	28	
平七	山城				16			
忠次郎	山城				18			
藤三郎	山城			子飼い	15(子者)	23	24	—
与三郎	近江	高嶋郡大塚屋伊兵衛		(子飼い)		23	24	25
新三郎	山城	近江屋新三郎・くに	安政 3 (1856)年 1 月，12 歳	子飼い	—	18	19	20
嘉三郎	山城	越後屋清右衛門	安政 4 (1857)年 3 月，11 歳	子飼い	—	16	17	18
弥三郎	山城			(中年)	—	16	17	18
吉次郎	山城				—	—	20	21
伊三吉	山城				—	15	16	17
善次郎	山城	千切屋善左衛門	文久 3 (1863)年 7 月，12 歳	子飼い	—	—		
(本城)定治郎	山城	大榎屋伊兵衛	安政 3 (1856)年 5 月，15 歳	(子飼い)			?	?
小三郎	山城			中年	—	—	—	—
人数					10	10	11(12)	9(10)
平均年齢					24.6	23.6	24.1	24.7

付表 1-2 三井北家の家事奉公人（子者）

名前	出身地	親（兄・親類）	雇入年，年齢	史料名				
				子飼い／中年	a 年齢	b 年齢	c 年齢	d 年齢
栄次郎	山城			子飼い	17			
浅次	西江州			子飼い	15			
定次郎	山城			子飼い	13			
幸次	山城			子飼い	13			
仙次郎	山城			子飼い	13			
菊次	若狭			子飼い	12			
為三郎	山城	柏屋宗右衛門		子飼い	—	13	14	15
喜三郎	山城			子飼い	—	15	16	—
幾三郎	山城			子飼い	—	13	14	
芳三郎	山城			子飼い	—	13		
弥一郎	山城			子飼い	—	13	14	15
六三郎	山城			子飼い	—	—	15	16
金次郎	山城			子飼い	—	—	12	13
(山本)兼次郎	山城	百姓勘助	慶応 1 (1865)年 1 月，14 歳	子飼い	—	—	—	—
重之助	山城			子飼い	—	—	—	—
源三郎	山城			子飼い	—	—	—	—
(斉藤)卯三郎	山城	越後屋宇兵衛・いく	元治 1 (1864)年 6 月，12 歳	子飼い	—	—	—	?
(吉岡)吉太郎	山城	越後屋太助・吉兵衛	慶応 2 (1866)年 2 月，14 歳	子飼い	—	—	—	—
清太郎	山城	指物屋儀兵衛		子飼い	—	—	—	—
(日下部)甚吉	丹波	百姓七助・岡部齐助	慶応 3 (1867)年 4 月，13 歳	子飼い	—	—	—	—
(森)稲治郎	山城	越後屋嘉右衛門・たか	慶応 3 (1867)年 6 月，11 歳	子飼い	—	—	—	—
勇吉	山城	笹屋押兵衛		子飼い	—	—	—	—

奉公番号	奉公人氏名	天保13	天保14	弘化1	弘化2	弘化3	弘化4	嘉永1	嘉永2	嘉永3	嘉永4	嘉永5	嘉永6	安政1	安政2	安政3	安政4	安政5	
1	山口																		
2	脇野																		
3	田中																		
4	西田		(死)																
5	中村																		
6	西村																		
7	柘植																		
8	乙井																		
9	竹内																		
10	奥山																		
11	与九郎																		
12	弥七																		
13	川嶋																		
14	松岡																		
15	中村																		
16	松岡	○	○	○	(暇)														
17	辻		…	○	○	○	○	○	宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	死
18	麻田																		六角
19	松井									…	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20	西田	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
21	白井	△	△	△	暇														
22	中河																		
23	西田							…	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	死
24	伏木	△	△	△	△	△	△	△	暇(死)										
25	梶尾																		
26	田中						…	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
27	与三郎									…	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	為三郎															…	△	△	△
29	りく																		
30	のぶ																		
31	みや																		
32	なり																		

文政4	文政5	文政6	文政7	文政8	文政9	文政10	文政11	文政12	天保1	天保2	天保3	天保4	天保5	天保6	天保7	天保8	天保9	天保10	天保11	天保12	
○	○	○	○	○	○	○	○	暇													
									再	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	暇	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	?	?	暇			(死?)				
														○	○	...					
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	死					
																			...	○	○
														...	△	△	△	△	△	△	△
								...	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	暇								

奉公番号	奉公人氏名	文化1	文化2	文化3	文化4	文化5	文化6	文化7	文化8	文化9	文化10	文化11	文化12	文化13	文化14	文政1	文政2	文政3
1	山口	○	○	○	○	○	○	死										
2	脇野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	田中																	
4	西田	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	暇			
5	中村																	
6	西村	△	△	△	△	△	△	暇										
7	柘植	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
8	乙井	△	△	△	△	△	△	△	△	死								
9	竹内																	
10	奥山	○	○	○	○	暇												
11	与九郎																	
12	弥七	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	死			
13	川嶋																	
14	松岡					出	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
15	中村																	
16	松岡																	
17	辻																	
18	麻田																	
19	松井																	
20	西田																	
21	白井																	
22	中河																	
23	西田																	
24	伏木																	
25	梶尾																	
26	田中																	
27	与三郎																	
28	為三郎																	
29	りく																	
30	のぶ																	
31	みや																	
32	なり	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

奉公番号	奉公人氏名	明和3	明和4	明和5	明和6	明和7	明和8	安永1	安永2	安永3	安永4	安永5	安永6	安永7	安永8	安永9	天明1	天明2	
1	山口	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○
2	脇野							出	△	△	△	△	△	△	△	元	△	△	△
3	田中																		
4	西田																		
5	中村																		
6	西村																		
7	柘植																		
8	乙井																		
9	竹内																		
10	奥山																		
11	与九郎																		
12	弥七																		
13	川嶋																		
14	松岡																		
15	中村																		
16	松岡																		
17	辻																		
18	麻田																		
19	松井																		
20	西田																		
21	白井																		
22	中河																		
23	西田																		
24	伏木																		
25	梶尾																		
26	田中																		
27	与三郎																		
28	為三郎																		
29	りく						△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
30	のぶ																		
31	みや																		
32	なり																		

退職銀(合力銀), 原則連家は6掛	備考 (退職理由, 異動など)	関連文書	宝 曆 12	宝 曆 13	明 和 1	明 和 2
宿入後23年(香典)4,300匁, 惣領家2割増	死去		出	△	△	元
宿入時30年14,000匁	暇, 勤務年齢9歳~か					
2,400匁	首尾能暇, 後, 新町家へ異動(?), No. 40					
前半25年10,000匁	願二付暇, 勤務年齢13歳~か					
金25両=銀1,500匁	暇相願首尾能暇					
2,000匁	首尾能暇					
21,500匁	竹屋町家より異動, 暇, 後死去, No. 47					
香典20枚=1,200匁	死去					
2,500匁	首尾能暇					
3,000匁(出勤前々雇有之)	首尾能暇					
香典2,400匁	死去					
(香典)9,750匁	死去					
	暇					
宿入時5年1,800匁, 宿入後 10年・香典1,290匁	死	続2101-04, 続2103-13				
	六角家より異動, No. 35					
宿入時13年3,000匁		続2103-27				
宿入時25年10,720匁		続2099-01				
2,560匁	暇	続1947-11				
1,870匁		続1948-13				
(香典)1,400匁	病・死	続2103-28, 続1955-11				
(香典)1,400匁	病後死	続2101-03				
1,300匁	親類相続	続2102-15				
2,250匁	無抛相続筋二付	続2103-05				
2,150匁	親元相続	続2103-18-1				
1,400匁	親類相続	続2103-18-2				
6,000匁						
1,000匁	首尾能暇					
乳母2,400匁・下女900匁 (2割増)	縁談					
援有之7,000匁 (本来6貫300匁)	病氣二付暇願, 次郎右衛門(高福)生母					

死：死亡，△：平手代・子者，○：台所名前，…：始終不明，家名（北，六角など）：移動前後の家
ら抽出した奉公人のうち，北家の奉公人と本文中で触れた他家の奉公人を抜粋して載せたものである。

付表2-1 北家の主な奉公人

奉公人番号	奉公人氏名 (括弧内は改名)	名前 役経歴	子飼い/ 中年	勤務年齢・年数	
1	北家	山口幸兵衛	○	子	49年(内5年不明)
2	北家	脇野専右衛門	○	子	13~69歳, 56年
3	北家(→新町家)	田中藤七		中	15年
4	北家	西田善七・善助	○	子	15~39・51~63歳, 25・12年
5	北家	中村九郎九		子	10年
6	北家	西村嘉兵衛		中	13年
7	竹屋町家→北家	栢植定五郎 (山口・弥三兵衛・幸兵衛)	○	中	35年(内2年不明)
8	北家	乙井七兵衛		中	12年
9	北家	竹内要蔵			16年
10	北家	奥山丈右衛門	○	(中)	出勤・台所名前, 7年半
11	北家	与九郎			
12	北家	弥七			15年
13	北家	川嶋源太郎	○	(中)	39歳~
14	北家	松岡嘉四郎	○	子	11~40歳, 29年
15	北家	中村伝三郎			
16	北家	松岡嘉四郎改守川	○		
17	北家	辻一郎次・一郎治	○		
18	六角家→北家	麻田左右衛門 (左兵衛・左二平)	○	中	
19	北家	松井与市	○		
20	北家	西田善助	○		
21	北家	白井栄三郎	?		16年
22	北家	中河伊兵衛	?		12年
23	北家	西田忠治郎	○		10年
24	北家	伏木金次	○	子	8~23歳, 16年
25	北家	梶尾吉治郎	○		11年
26	北家	田中由五郎	○		15.5年
27	北家	与三郎	○		凡17年
28	北家	為三郎	○		凡10年
29	北家	りく		下女	下女, 30年
30	北家 (木屋町宅→北宅)	のぶ		下女	下女, 12年(木屋町宅・北宅)
31	北家	みや		乳母	三三郎乳母10年・下女7年
32	北家	なり		下女	下女, 34年

出所) 三井文庫所蔵史料 続6595・各合力銀願(付表3参照)より抜粋

注) 1. 便宜上, 付表2-1・2記載の奉公人に通し番号を付け, 「奉公人番号」とした。

2. (中) は状況から中年と判断, 宿: 宿入, 雇: 雇勤, 再: 再勤, 退: 退職, 暇: 暇をもらう,

3. 付表2-1・2は, 三井文庫所蔵史料の内, 続6595および合力銀願(文書番号は記載のとおり)か

奉公入番号	奉公人氏名	天保13	天保14	弘化1	弘化2	弘化3	弘化4	嘉永1	嘉永2	嘉永3	嘉永4	嘉永5	嘉永6	安政1	安政2	安政3	安政4	安政5
33	麻田																	
34	乙井																	
35	麻田							…	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
36	五十川																	
37	井口																	
38	鮎子田																	
39	松井																	
40	田中																	
41	岩井																	
42	並川																	
43	家城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
44	高橋									…	○	○	○	○	○	○	○	○
45	奥野												…	○	○	○	○	○
46	井上																	
47	柘植																	
48	磯部	○	退															
49	鮎子田	…	○	○														
50	磯部							…	○	○	○	○	○	○	○	○	○	死
51	柴垣																	
52	深井																	
53	竹岡	?	?	?	?		○											
54	磯部																	
55	脇坂					…	△	○	○	○	○	○	○	○	○	退		
56	西村	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
57	前田	○	○	○	○	○	○	死										
58	片山																	
59	道家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿	○	○	○	○
60	岡田											…	○	○	○	○	○	○
61	小西																	
62	下村																	
63	清水																	
64	広瀬																	
65	松本																	
66	西村																	
67	井上																	

奉公人番号	奉公人氏名	文化1	文化2	文化3	文化4	文化5	文化6	文化7	文化8	文化9	文化10	文化11	文化12	文化13	文化14	文政1	文政2	文政3
33	麻田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	?	死						
34	乙井	○	○	○	○	○	○	○	死									
35	麻田																	
36	五十川																	
37	井口																	
38	鮒子田	○	暇															
39	松井																	
40	田中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	岩井	△	△	△	元	…												
42	並川																	
43	家城																	
44	高橋																	
45	奥野																	
46	井上	○	○	暇														
47	柘植																	
48	磯部																	
49	鮒子田																	
50	磯部																	
51	柴垣	○	○	○	○	○	○	暇										
52	深井										出	…(暇)						
53	竹岡	出	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
54	磯部																	
55	脇坂																	
56	西村																	
57	前田					出	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
58	片山																	
59	道家																	
60	岡田																	
61	小西																	
62	下村	○	暇															
63	清水						…	○	○	○	○	○	暇					
64	広瀬	暇														出	○	○
65	松本																	
66	西村	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○
67	井上	○	○	○	○	○	○	○	暇									

奉公入番号	奉公人氏名	明和3	明和4	明和5	明和6	明和7	明和8	安永1	安永2	安永3	安永4	安永5	安永6	安永7	安永8	安永9	天明1	天明2
33	麻田	△	△	△	△	元	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
34	乙井						出	△	△	元	△	△	△	△	△	△	△	△
35	麻田																	
36	五十川																	
37	井口																	
38	鮒子田	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
39	松井																	
40	田中																	
41	岩井																	
42	並川																	
43	家城																	
44	高橋																	
45	奥野																	
46	井上																	
47	柘植																	
48	磯部																	
49	鮒子田																	
50	磯部																	
51	柴垣																	
52	深井																	
53	竹岡																	
54	磯部																	
55	脇坂																	
56	西村																	
57	前田																	
58	片山																	
59	道家																	
60	岡田																	
61	小西																	
62	下村																	
63	清水																	
64	広瀬																	
65	松本																	
66	西村																	
67	井上																	

退職銀(合力銀), 原則連家は6掛	備考 (退職理由, 異動など)	関連文書	宝 曆 12	宝 曆 13	明 和 1	明 和 2
宿入後22年(香典)4,300匁	死去					出
寛政12年9月(宿入?)銀 200枚=8,600匁, 香典20?	死去					
1,075匁	工面合ニ付暇後北家へ異動, No. 18	続2102-10, 続1956-12				
宿入時6年1,500匁, 暇1,500匁	病氣ニ付依願暇				出	△
2,000匁	首尾能暇					
(香典)7,500匁	北家より異動(?), 死去, No. 3					
	暇, 後犯罪(裁許録より)					
	死去					
宿入時24年10,600匁		続2101-06				
860匁	暇願	続1955-31, 続2103-06-1				
500匁	暇願	続1955-30, 続2103-06-2				
(香典)4,300匁	出水家より異動, 香典は後家ふさ へ, 通勤, 暇後死去					
1,300匁	暇後北家へ異動, No. 7					
	南家より, 退役, No. 50, 54					
(香典)銀25枚=1,075匁	病死, No. 48, 54	続2103-22				
2,000匁	仍願首尾能暇					
	暇					
2,150匁	退役, 後竹屋町家へ移動, No. 48, 50					
1,000匁	病氣ニ付暇願	続2103-17, 続1953-20				
宿入時30年12,600匁	名前役11年	続2103-30				
前半21年3,000匁, 宿入後 5年香典(額不明)	暇, (再勤後死去), 台所役半年分 は退職銀に反映なしか, 法名道入 暇	続2099-07				
宿入時31年12,600匁, 宿入 後9年(香典)750匁	前半名前役14年, 死	続2102-02, 続1951-06, 続2103-26, 続2102-18-2				
金500疋=75匁	元方御附, 依願首尾能暇					
	病氣ニ付首尾能暇					
1,215匁	暇					
金15両=900匁・1,200匁	依願首尾能暇・(再勤後は無抛暇)					
	暇					
(香典)8,000匁	伏見からの帰京年不明, 死去					
1,500匁	元方御附, 暇					

付表2-2 北家以外の主要な奉公人

奉公人番号	奉公人氏名 (括弧内は改名)		名前役経験	子飼い/ 中年	勤務年齢・年数
33	六角家	麻田左右衛門	○	子	50年
34	六角家	乙井庄七	○	子	寛政6年2月暇・8月雇勤, 24・17年
35	六角家→北家	麻田左右衛門	○		10年
36	六角家	五十川太郎兵衛	○		
37	六角家	井口新三郎	○		
38	新町家	鮎子田甚十郎	○		24・11年,
39	新町家	松井六右衛門	○	中	70~80歳, 10年
40	(北家→)新町家	田中藤七	○	中	23年
41	新町家	岩井他三郎		子	
42	新町家	並川源兵衛		(中)	1年
43	新町家	家城良助	○	(中)	
44	新町家	高橋市三郎	○		8年
45	新町家	奥野兵助	○		5年
46	出水家→竹屋町家	井上勘助	○	(中)	寛政12年10月出水勤・11月 出勤台所通勤, 16年
47	竹屋町家→北家	柘植定五郎			12年
48	南家→竹屋町家	磯部清右衛門(利右衛門)	○	(中)	9・10年
49	竹屋町家	鮎子田甚七	○		
50	竹屋町家	磯部利右衛門	○		10年
51	南家	柴垣権兵衛	○	(中)	8年
52	南家	深井助三郎		中	
53	南家	竹岡小兵衛	○		
54	南家→竹屋町家	磯部利右衛門(清右衛門)	○	(中)	9年
55	南家	脇坂十右衛門	○		10年
56	南家	西村昶四郎	○		
57	出水家	前田彦三郎	○		21・20年, 文政10年5月台 所10月暇
58	出水家	片山宇七	○		10年
59	出水家	道家喜太郎	○	子	12~44歳・44~53歳, 32・ 9年
60	出水家	岡田市蔵	○		
61	元方→小川家	小西平七	○	中	3年
62	小川家	下村半右衛門(作兵衛)	○	(中)	3年
63	小川家	清水庄六	○	(中)	6年
64	家原家	広瀬次郎	○	中	中年, 7・7.5年, 寛政10 年4月出勤11月台所,
65	長井家	松本常七	○	(中)	4年, 寛政12年1月台所8 月伏見表へ付添
66	長井家	西村定七	○		30年
67	元方→長井家	井上利右衛門(伊右衛門)	○	中	12年

出所) 付表2-1に同じ。

注) 同上。元は元方。伏は伏見。

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
天保14(1843)年1月～嘉永2(1849)年	7年	暇		統2101-19
弘化4(1847)年～安政4(1857)年	10年余	宿元相統		統2102-05
安政4(1857)年～明治2(1869)年	12年	宿元相統		統2102-19
嘉永2(1849)年4月～安政6(1859)年	10年4ヶ月	幸縁有之		統2102-08
弘化3(1846)年～安政2(1855)年	10年	幸縁ニ付	統1952-22関連	統2102-14
—	—	—		統1952-22

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
弘化1(1844)年～嘉永1(1848)年10月	(5年)	宿入(死?)	目録には差出人が則兵衛高満、弘化1(1844)年に宿入合力銀差遣済	統2099-07
—	—	—		統1955-47
嘉永4(1851)年～文久1(1861)年	11年	親許相統筋ニ付首尾能暇		統2102-15
文政7(1824)年～嘉永7(1854)年	31年	宿入申渡	12歳から出勤、合力銀勘定は13歳から、通達名前14年、30年以上勤務合力銀は14貫	統2102-02
—	—	—		統1951-06
安政1(1854)年春～文久2(1862)年12月	9年	死去	統2102-18-2関連、統2102-02参照(宿入)	統2102-26
—	9年?	死去	統2102-02参照、宿入後9年勤務	統2102-18-2
—	—	—		統1946-27
—	—	—		統1947-24
西(嘉永2・1849)年～嘉永7(1854)年	6年	縁談ニ付暇	統1951-05関連	統2102-12
—	—	—		統1951-05
嘉永3(1850)年～安政3(1856)年	7年	縁談ニ付暇	統1951-39関連	統2102-03
—	—	—		統1951-39
弘化4(1847)年～安政5(1858)年	12年	暇願	統1955-46関連	統2102-08
—	—	—		統1955-46
安政3(1856)年～文久2(1862)年	7年	縁談ニ付首尾能暇	統1959-17関連	統2102-20
—	—	—		統1959-17
天保9(1838)年～弘化5(1848)年	11年	暇願		統2099-17
嘉永5(1852)年～安政3(1856)年	5年	縁談ニ付暇		統2102-04
安政3(1856)年～慶応2(1866)年	11年	老年ニ付暇願		統2102-16
嘉永6(1853)年～慶応2(1866)年	14年	死去		統2102-17
安政4(1857)年～慶応4(1868)年	10年	縁談ニ付		統2102-25

名 前	役 目	出金・銀種類	銀高 (貫, 匁) (実際)	銀高 (貫, 匁) (御建・御定)	出願年月日
花	南家淑乳母	合力銀	1,500		嘉永2年5月
あさ	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	900	1,000匁, 9掛	安政4年4月
ゆか	茶之間	合力銀	900	1,000匁, 9掛	明治2年3月
とく	寿之助乳母	合力銀	1,800	2,000匁, 9掛	安政6年8月
ふみ	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	869		安政2年5月
ふみ	茶之間	合力銀	860		安政2年5月

出水家 (小石川)

名 前	役 目	出金・銀種類	銀高 (貫, 匁) (実際)	銀高 (貫, 匁) (御建・御定)	出願年月日
前田彦三郎 (法名道入)		香典	?		嘉永1年10月
志村安次郎	台所	合力銀	1,800		安政5年12月
藤木源次郎	台所?	合力銀	1,170	1,300匁, 9掛	文久1年10年
道家喜太郎	(出水家)台所向	合力銀	12,600	14,000匁, 9掛	嘉永7年3月
喜太郎		合力銀	12,600		嘉永7年4月
道家喜太郎	台所向	合力銀 (香典)	750		文久3年11月
道家喜太郎	(出水家台所)	香典	750		(文久3年11月)
みつ	茶之間	合力銀	1,000		天保15年12月
さつ	茶之間	合力銀	1,500		弘化2年6月
きく	照乳母	合力銀	1,350		嘉永7年1月
きく	乳母	合力銀	1,350		嘉永7年2月
ふし	乳母	合力銀	1,350	1,500匁, 9掛	安政3年4月
ふし	乳母	合力銀	1,350		安政3年5月
きぬ	出水家茶之間	合力銀	900	(1,000匁), 9掛	安政5年8月
きぬ	茶之間	合力銀	900		安政5年9月
たき	乳母	合力銀	1,350	1,500匁, 9掛	文久2年1月
たき	乳母	合力銀	1,350		文久2年2月
いそ	茶之間	合力銀	1,000		弘化5年2月
いそ	真次郎乳母	合力銀	1,350	1,500匁, 9掛	安政3年7月
きせ	出水家茶之間	合力銀	900	1,000匁, 9掛	慶応2年9月
まつ	出水家茶之間	合力銀 (香典)	1,350	1,500匁, 9掛	慶応2年6月
せつ	出水家茶之間	合力銀	900	1,000匁, 9掛	慶応4年4月

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
嘉永4(1851)年～安政5(1858)年	8年	暇願		統2102-06-1
—	—	—		統1955-31
嘉永7(1854)年～安政5(1858)年	5年	暇願		統2102-06-2
—	—	—		統1955-30
安政5(1858)年～慶応1(1865)年	8年	死去		統2102-18-1
—	—	—		統1946-20
—	—	—		統1946-21
—	—	—		統1949-25
天保9(1838)年～嘉永1(1848)年8月	11年半	願之通首尾能暇		統2099-24
弘化3(1846)年5月～嘉永7(1854)年11月	8年	首尾能暇	統1951-17関連	統2102-21
—	—	—		統1951-17
嘉永3(1850)年4月～安政6(1859)年7月	9年4ヶ月	死去	統1956-30関連、 10年以上勤務合力銀は1貫	統2102-09
—	—	—		統1956-30
安政3(1856)年3月～文久1(1861)年9月	6年	首尾能暇	統1958-13関連	統2102-11
—	—	—		統1958-13

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
天保8(1837)年11月～嘉永1(1848)年	12年	病氣ニ付暇		統2099-13
嘉永2(1849)年7月～安政5(1858)年12月	10年	病死	南家より	統2102-22
天保13(1842)年3月～嘉永2(1849)年	8年	宿元商事筋 (相続?)		統2101-07
申(万延1, 1860)年8月～ 辰(明治1, 1868)年	9年	老衰ニ付首尾能暇	統2101-07参照、再勤、 台所名跡跡脇野藤七	統2102-29
弘化3(1846)年～嘉永6(1853)年	7年	縁談ニ付暇		統2102-01
嘉永3(1850)年～安政3(1856)年	7年	親元相続	統1951-37関連	統2099-02
—	—	—		統1951-37

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
—	—	—		統1949-23
天保10(1839)年6月～嘉永2(1849)年	10年	病氣ニ付暇		統2101-08
弘化4(1847)年～安政3(1856)年	10年	病氣ニ付暇願	統1953-20関連	統2102-17
—	—	—		統1953-20
天保11(1840)年～安政2(1855)年	16年	相続筋ニ付暇	内名前役三年	統2102-16
天保11(1840)年～明治2(1869)年	30年	宿入申付	内十一名前役	統2102-30
—	—	—		統1946-23
—	—	—		統1947-21
—	—	—		統1949-20
文政11(1828)年1月～嘉永6(1853)年	26年	老年ニ付暇願		統2102-23
弘化3(1846)年～安政5(1858)年	12年余	幸縁有之暇願	統1955-13関連	統2102-11
—	—	—		統1955-13
天保14(1843)年～安政5(1858)再勤	16年(15年?)	幸縁有之暇願	統1955-14関連、文政10(1827)年 ～天保14(1843)年の17年(16年?)勤務・ その合力銀請取済、その後再勤、 15年以上勤務合力銀は1貫500匁	統2102-06
—	—	—		統1955-14

名前	役目	出金・銀種類	銀高(貫,匁) (実際)	銀高(貫,匁) (御建・御定)	出願年月日
高橋市三郎	新町家台所	合力銀	(銀860匁=)銀20枚		安政5年7月
高橋市三郎		合力銀	860		安政5年8月
奥野兵助	新町家台所	合力銀	500		安政5年7月
奥野兵助		合力銀	500		安政5年8月
高谷吉兵衛	新町家台所名前役	合力銀(香典)	700		慶応1年12月
やち	—	合力銀	300		天保15年10月
もと	—	合力銀	1,600		天保15年11月
みよ	乳母	合力銀	1,500		弘化3年12月
かの	召使?	合力銀	1,000		嘉永1年8月
なか	繁之助乳母	合力銀	1,350	(1,500), 9掛	嘉永7年11月
なか		合力銀	1,350		嘉永7年11月
みの	茶之間	合力銀(香典)	900	1,000匁, 9掛	安政6年8月14日
みの	茶之間	合力銀	900		安政6年10月28日
しを	晴乳母	合力銀	1,200	1,500匁, 8掛	文久1年9月
しを	乳母	合力銀	1,200		文久1年9月28日

竹屋町家(室町)

名前	役目	出金・銀種類	銀高(貫,匁) (実際)	銀高(貫,匁) (御建・御定)	出願年月日
山本市三郎	台所若き者	合力銀	1,300		嘉永1年6月
磯部利右衛門	竹屋町家台所	合力銀 (香典)	1,075=銀25枚		安政6年2月
本條伊兵衛	竹屋町家台所役	合力銀			嘉永2年7月
本條伊兵衛	竹屋町家台所名前	合力銀	1,350=銀30枚?	1,500匁, 9掛	(明治1年)10月29日
すが	通乳母	合力銀	1,350		嘉永6年5月
よつ	最(高良女) 乳母	合力銀	1,350	(1,500), 9掛	安政3年1月
よつ	最(高良女) 乳母	合力銀	1,350		安政3年2月

南家

名前	役目	出金・銀種類	銀高(貫,匁) (実際)	銀高(貫,匁) (御建・御定)	出願年月日
笹田真兵衛		合力銀	500		弘化3年11月
竹岡篤三郎	台所?	合力銀	1,170	1,300匁, 9掛?	嘉永2年7月
脇坂十右衛門	南台所 (南家台所?)	合力銀	(続1953-20によると銀1貫)		安政3年9月
脇坂十右衛門	南家台所 (南台所?)	合力銀	1,000		安政3年10月
木田惣五郎	南台所 (南家台所?)	合力銀	3,600	(4,000匁), 9掛	安政2年11月
西村虎四郎	台所向	合力銀	12,600	14,000匁, 9掛	明治2年2月
きし	乳母	合力銀	1,800		天保15年11月
とは	くむ乳母	合力銀	1,500		弘化2年3月
よね	茶之間	合力銀	1,000(?)		弘化3年10月17日
すゑ	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	3,150		嘉永6年9月
もと	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	900	1,000匁, 9掛	安政5年1月
もと	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	900		安政5年1月
しう	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	1,350	1,500匁, 9掛	安政5年2月
しう	南茶之間 (南家茶之間?)	合力銀	1,350		安政5年2月

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
	16			統1947-11
	12			統1948-13
天保6(1835)年1月～安政6(1859)年	25年	宿入申付	安政4(1857)年12月より台所名前、 安政6(1859)年年上	統2099-01
嘉永2(1849)年3月～安政5(1858)年	10年	病氣ニ付 首尾能暇申渡	統1955-11関連	統2103-28
—	10	願之通暇		統1955-11
天保5(1834)年～嘉永2(1849)年	16	病身ニ付暇 (後死去?)	8歳から23歳(行年)まで勤務	統2101-03
弘化2(1845)年～嘉永2(1849)年	5年	宿入申渡	付箋? (三月付、元方→)に、「銀二十枚 辻一郎次」「右御七勘定場名前無人 旁何歟骨折致心配歟、何卒御心付後 遣度此段御向申上候」とあり、他の文 書を見ると宿入後も台所役継続	統2101-04
嘉永2(1849)年～安政5(1858)年11月	10年	死去	統2101-04参照(宿入)	統2103-13
安政2(1855)年3月～元治2(1865)年	11年	親類相統		統2102-15
嘉永1(1848)年1月～文久3(1863)年6月	15年半	無拋相統筋ニ付		統2102-05
嘉永4(1851)年～慶応3(1867)年	凡17年	親元相統		統2103-18-1
安政4(1857)年～慶応3(1867)年	凡10年	親類相統		統2103-18-2
嘉永4(1851)年7月～文久3(1863)年	13年	宿入申付		統2103-27
—	—	願之通暇		統1950-14
—	40	願之通暇	包紙「安政元寅秋季より御宅之受取書」	統1951-13
—	7	病死		統1955-41
文政12(1829)年～安政5(1858)年秋	30年	死去	統1955-42関連	統2102-07
—	—	病死		統1955-42
天保14(1843)年～嘉永2(1849)年1月	7年?(5年 1ヶ月:6年)	縁談ニ付暇		統2101-01
安政3(1856)年2月～万延1(1860)年9月	5年(4年7 ヶ月)	暇願	五年以上1,800匁	統2103-24
嘉永6(1853)年10月～万延2(1861)年3月	9年	暇願	統1957-09関連	統2102-13
—	—	願之通暇		統1957-09
嘉永3(1850)年5月～万延2(1860)年4月	11年	暇願		統2103-12
安政5(1858)年11月～慶応4(1868)年3月	凡11年	暇願		統2102-21
安政5(1858)年3月～慶応3(1867)年	凡10年	暇願		統2103-18-3

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
嘉永1(1848)年10月～安政5(1858)年12月	10年余	工面合ニ付暇	統1956-12関連、北家へ	統2102-10
—	—	—	北家へ	統1956-12
天保9(1838)年3月～嘉永2(1849)年2月	11年	宿元相統		統2101-05
慶応1年(1865)年～(明治3年)				統2102-20-1
安政5(1858)年3月～明治3(1870)年	13年	暇		統2102-20-2
万延1(1860)年3月～明治3(1870)年9月	11年	暇		統2102-22

勤務年月	勤務年数	退職理由	備考	史料番号
—	—	—		統1948-17
文政9(1826)年～嘉永2(1849)年	24年	宿入申付		統2101-06
—	—	—		統1955-37
—	—	—		統1952-21

付表3 本家六軒分合力願
北家(油小路北)

名前	役目	出金・銀種類	銀高(貫,匁) (實際)	銀高(貫,匁) (御建・御定)	出願年月日
白井栄三郎		合力銀	2,560		弘化2年2月
中河伊兵衛			1,870		
西田善助	(北家)台所	合力銀	10,720(11,720?)		安政6年1年
西田忠治郎	北家台所	合力銀 (香典?)	1,400	1,560匁, 9掛 (1,404匁?)	安政5年3月
西田忠治郎		合力銀	1,400		安政5年6月
伏木金次	北家台所	合力銀(香典)	1,400		嘉永2年8月
辻一郎治	北家台所役	合力銀	1,800		嘉永2年3月4日
辻市郎治	北家台所名前	合力銀(香典)	1,290=銀30枚		安政6年1月
梶尾吉治郎	北家台所	合力銀	1,300	1,560匁, 9掛?	丑(元治2)年3月
田中由五郎	北家台所	合力銀	2,250	2,500匁, 9掛	(文久3)年6月
与三郎	北家台所	合力銀	2,150	2,400匁, 9掛 (2,160匁?)	卯(慶応3)年6月
為三郎	北家台所	合力銀	1,400	1,560匁, 9掛 (1,404匁?)	卯(慶応3)年6月
松井与市	北家台所	合力銀	3,000	3,350匁, 9掛 (3,015匁?)	亥(文久3)年5月
きぬ	長四郎(高朗) 乳母	合力銀	2,000		弘化4年8月
まち	茶之間	合力銀	7,200		嘉永7年8月
八重	乳母	合力銀	1,620		安政5年9月
せつ	北家茶之間	合力銀(香典)	5,400	6,000匁, 9掛	安政5年7月
せつ	茶之間	合力銀	5,400		安政5年9月
しつ	北家薄乳母	合力銀	1,800		嘉永2年1月
しか	武之助乳母	合力銀	1,500	1,800匁, 9掛1,620 匁, 五ヶ月分引?	万延1年8月
みね	籌乳母	合力銀	1,620	1,800匁, 9掛	万延2年3月
みね		合力銀	1,620		文久1年3月
きく	宸之助乳母	合力銀	?		万延1年4月
みな	北家茶之間・長四郎 (高棟?)乳母	合力銀	2,160	2,400匁, 9掛	慶応4年2月
たけ	北家茶之間	合力銀	1,080	1,200匁, 9掛	卯(慶応3)年6月

伊皿子家(中立売・六角・二条)

名前	役目	出金・銀種類	銀高(貫,匁) (實際)	銀高(貫,匁) (御建・御定)	出願年月日
麻田佐右衛門	台所	合力銀	1,075=銀25枚		安政6年1月
麻田佐右衛門		合力銀	1,075		安政6年2月
瀧川政二郎	台所?	合力銀	1,300		(嘉永2)酉年2月01日
佐野万次郎					明治2年12月17日
さき	下女	合力銀	900	1,000匁, 9掛	明治3年1月
ちか	下女	合力銀	900	1,000匁, 9掛	明治3年8月

新町家

名前	役目	出金・銀種類	銀高(貫,匁) (實際)	銀高(貫,匁) (御建・御定)	出願年月日
福田作久治		合力銀	1,600(?)		弘化3年2月
家城良助	新町家台所	合力銀	10,600		嘉永2年3月
小谷永助		三年勘定銀?	430		安政5年11月
鯛子田基十郎	(新町家台所)	合力銀	1,290=銀30枚		安政2年3月